

宮古市一般廃棄物処理基本計画

令和8年7月

宮 古 市

目 次

第 1 編 計画の概要

第 1 章 基本事項

第 1 節	計画策定の背景.....	1
第 2 節	廃棄物処理に係る法体系.....	2
第 3 節	本計画の位置付け.....	3
第 4 節	計画条件.....	4

第 2 章 地域概要の把握

第 1 節	地理的概況.....	5
第 2 節	社会的概況.....	8

第 2 編 ごみ処理基本計画編

第 1 章 ごみ処理行政の動向..... 14

第 1 節	国の動向.....	14
第 2 節	県の動向.....	14

第 2 章 ごみ処理の現状

第 1 節	ごみの処理・処分フロー.....	15
第 2 節	ごみ処理体制.....	16
第 3 節	ごみ量の推移.....	24

第 3 章 ごみ処理の評価及び課題の抽出

第 1 節	ごみ処理の評価.....	34
第 2 節	ごみ処理の課題.....	37

第 4 章 将来ごみ量の予測

第 1 節	人口の将来値設定.....	38
第 2 節	ごみ量の将来予測.....	39

第 5 章 ごみ処理基本計画

第 1 節	ごみ処理の基本方針.....	40
第 2 節	将来のごみ処理の流れ.....	41
第 3 節	数値目標の設定.....	42
第 4 節	目標達成のための将来ごみ量の設定.....	44
第 5 節	目標達成のための施策.....	45
第 6 節	その他関連計画.....	55

第 3 編 生活排水処理基本計画編

第 1 章 生活排水処理の現況

第 1 節	生活排水の処理体系.....	57
第 2 節	生活排水の排出状況.....	58
第 3 節	生活排水の処理主体.....	59
第 4 節	生活排水処理率.....	60

第 2 章 し尿・汚泥収集等の状況

第 1 節	し尿等の収集運搬状況	61
第 2 節	し尿処理の状況	63
第 3 節	生活排水処理に係る課題	67
第 3 章	生活排水処理の将来予測	
第 1 節	生活排水処理形態別人口の予測	68
第 2 節	し尿・浄化槽汚泥の搬入量の推計	69
第 4 章	生活排水処理基本計画	
第 1 節	生活排水処理の基本方針	70
第 2 節	生活排水の処理計画	71
第 3 節	し尿・汚泥の処理計画	72
第 4 節	計画達成のための施策	73

第 1 編 計画の概要

第 1 章 基本事項

第 1 節 計画策定の背景

国により、「循環型社会元年」（平成 12 年）が位置付けられてから 25 年が経過し、その間、「循環型社会形成推進基本法」や「容器包装リサイクル法」「家電リサイクル法」などの各種リサイクル法が制定・改定され、ごみの減量化や資源化が取り組まれてきました。令和 6 年 5 月には「第六次環境基本計画」、令和 6 年 8 月には「第五次循環型社会形成推進基本計画」が閣議決定され、地域の資源生産性の向上や低炭素化、地域の活性化等を実現する「地域循環共生圏」のイメージが描かれました。

一方、岩手県（以下、「県」という。）では、県内における循環型社会形成をより一層推進するために、令和 8 年 3 月に「第四次岩手県循環型社会形成推進計画（第六次岩手県廃棄物処理計画・第二次岩手県ごみ処理広域化計画）」を策定し、ごみ排出量の減量や廃棄物の適正処理、各主体の役割と取り組み等について方針を示しています。

これらの法体系の中で、一般廃棄物（ごみ及び生活排水）の基本法である「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下、「廃棄物処理法」という。）では、第 6 条第 1 項で、市町村はその区域内の一般廃棄物の処理に関する計画を定めなければならないと規定されています。そこで本市では、平成 23 年度から令和 7 年度までの 15 年間を計画期間とした一般廃棄物処理の方向性を示した「一般廃棄物処理基本計画」（以下、「前計画」という。）を策定し、5 年ごとに見直しを行ってきました。

今回、前計画の計画期間が満了し、新たな一般廃棄物処理基本計画の策定期間を迎えていることから、これまでの一般廃棄物処理や施設整備の状況を踏まえて、新たな一般廃棄物処理基本計画（以下、「本計画」という。）を策定するものです。

第 2 節 廃棄物処理に係る法体系

廃棄物の処理・リサイクルに関する法体系を図 1-1-1 に示します。

廃棄物処理の関連法令は環境基本法、循環型社会形成推進基本法の枠組みのもとに整備されています。主な法律としては、廃棄物の適正管理に関する仕組みを定めた廃棄物処理法、再生利用の推進に関する仕組みを定めた資源有効利用促進法があります。さらに、容器包装リサイクル法等の各種個別法が整備され、令和 4 年 4 月には素材自体に着目した包括的な法制度として、法制度として、プラスチック製品の市町村による再商品化や事業者による自主回収の仕組み等を定めた「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が施行されました。

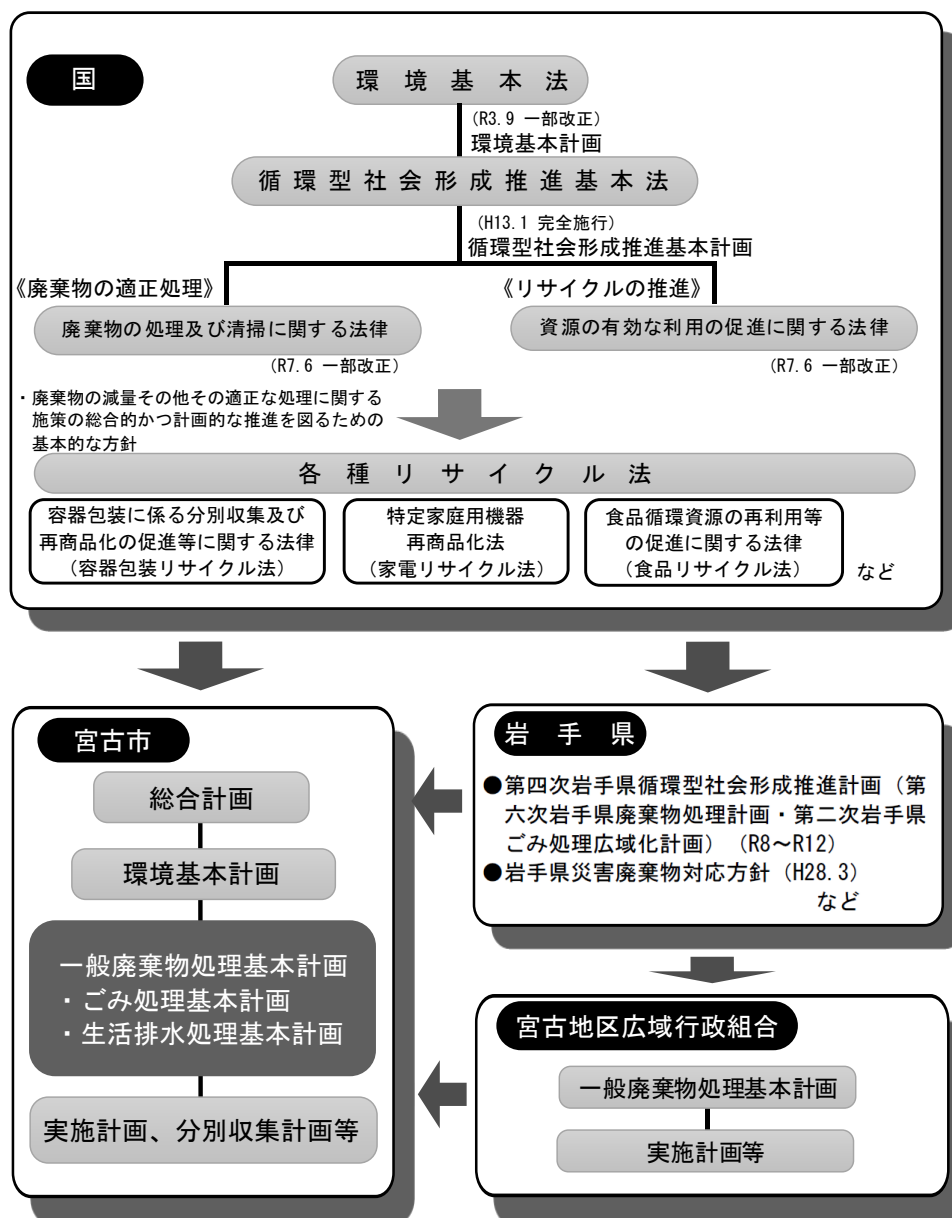


図 1-1-1 廃棄物の処理・リサイクルに関する法体系

第 3 節 本計画の位置付け

本計画は、図 1-1-1 に示すとおり、宮古市総合計画、宮古市環境基本計画を上位計画とする部門別計画として位置付けます。

法体系上の位置付けは、図 1-1-2 に示すとおりです。

廃棄物処理法第 6 条第 1 項の規定により、市町村はその区域内から発生する一般廃棄物の処理に関する計画を定めることが義務付けられています。

また、宮古市の一般廃棄物処理を所管する宮古地区広域行政組合（以下、「行政組合」という。）の廃棄物条例では、一般廃棄物処理計画を定めなければならないこと、及び同計画を定めるに当たっては行政組合を組織する、宮古市、山田町、岩泉町及び田野畑村（以下「構成市町村」という。）の一般廃棄物処理計画との調整を図らなければならないことが規定されています。

以上を踏まえ、本計画は、国や県、行政組合が策定する各種計画との整合を図りつつ、「廃棄物処理法」、「ごみ処理基本計画策定指針」、「生活排水処理基本計画策定指針」に基づき本市全域における一般廃棄物処理の考え方を示す計画として策定するものとします。

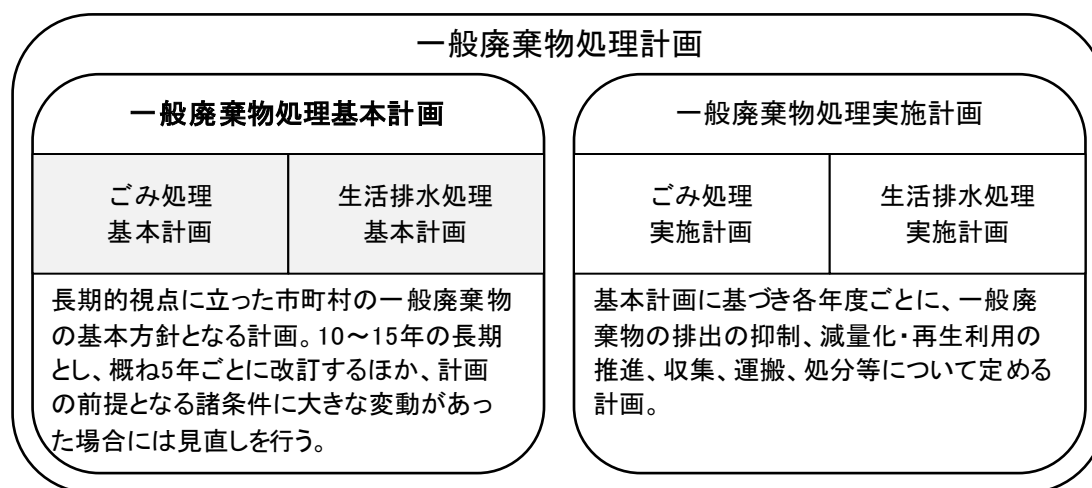


図 1-1-2 本計画の位置付け

第 4 節 計画条件

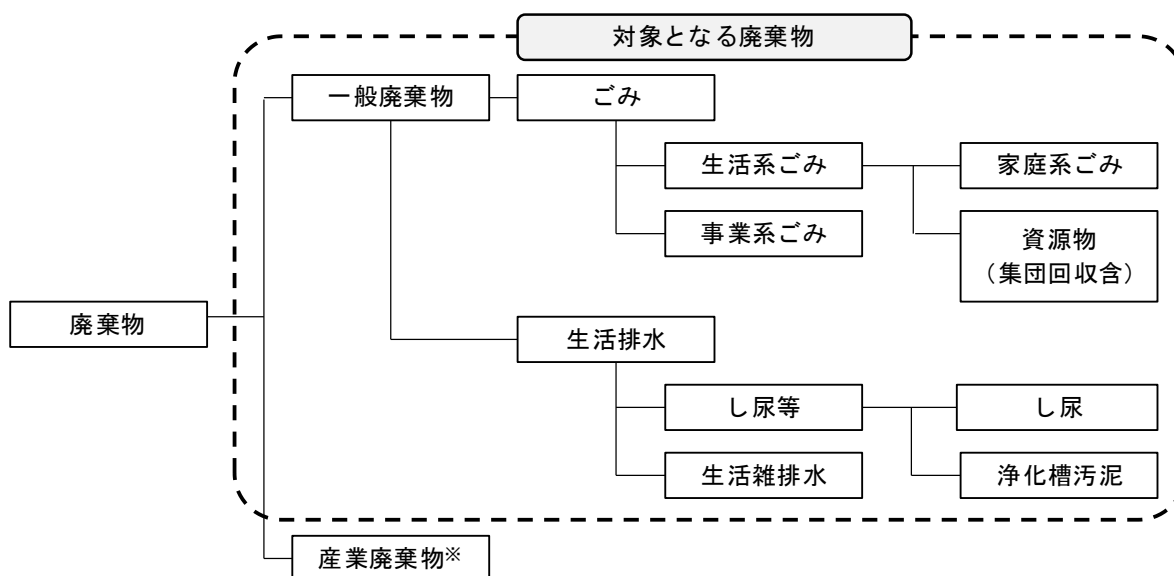
1 計画対象区域

本計画の計画対象区域は、宮古市全域とします。

2 計画の範囲

本計画で対象となる廃棄物を図 1-1-3 に示します。

本計画では、計画対象区域から生じる一般廃棄物（ごみ・生活排水）を対象とします。



※事業活動に伴って生じた廃棄物で、廃棄物処理法第 2 条第 4 項及び同法施行令第 2 条で定められている 20 種の廃棄物

図 1-1-3 本計画で対象とする廃棄物の範囲

3 計画目標年次

本計画は、「ごみ処理基本計画策定指針」や「生活排水処理基本計画策定指針」を踏まえて計画期間を 15 年間とし、令和 8 年度から令和 22 年度までの 15 年間を計画期間とします。

なお、中間目標年度を令和 12 年度と令和 17 年度に設け、5 年ごとに見直しを行います。

計画期間	: 15 年間
計画初年度	: 令和 8 年度
中間目標年度（前期）	: 令和 12 年度
中間目標年度（中期）	: 令和 17 年度
計画目標年度（後期）	: 令和 22 年度

第 2 章 地域概要の把握

第 1 節 地理的概況

1 位置・地勢

本市の位置を図 1-2-1 に、交通網を図 1-2-2 に示します。

本市は、岩手県の東部、北上山系のほぼ中央に位置します。東は太平洋、西は盛岡市及び花巻市、北は岩泉町、南は遠野市、山田町及び大槌町と接しています。面積は 1,259.15km² であり、県土の約 8.2% を占めています。また、内陸部を北上高地が縦断し、その支脈が沿岸に向かって山岳地を形成し、平坦地の極めて少ない地形となっています。

本市の主要な交通網には、国道 45 号、国道 106 号、国道 340 号の国道や、三陸沿岸道路、JR 山田線や三陸鉄道リアス線があります。



図 1-2-1 本市の位置

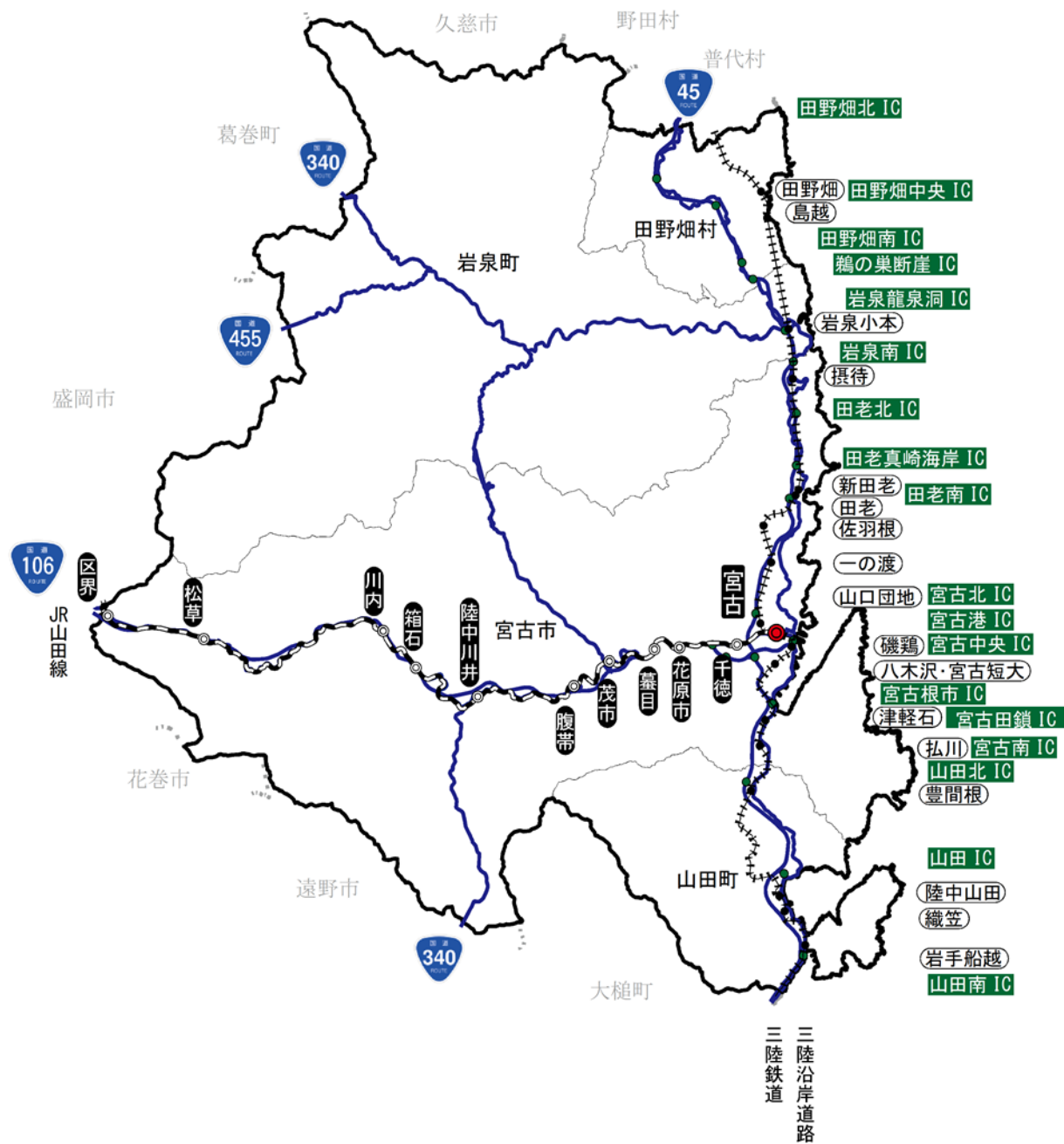


図 1-2-2 行政組合管内の交通網

2 気象

本市に位置する宮古特別地域気象観測所における気象の概況を表 1-2-1 及び図 1-2-3 に示します。

過去 10 年間の日平均気温は約 11～13℃前後となっており、夏でも気温が比較的低いのが特徴です。また、直近の令和 6 年における年間降水量は 1,380.5mm、日平均気温は 12.7℃となっています。

表 1-2-1 気象の概況

	降水量		気温		
	年間降水量 (mm)	日最大降水量 (mm)	日平均 (℃)	日最高 (℃)	日最低 (℃)
平成27年	1,332.5	96.5	11.5	16.5	7.5
平成28年	1,464.0	126.0	11.4	16.5	7.3
平成29年	1,345.5	111.0	10.7	15.7	6.6
平成30年	1,361.0	70.0	11.2	16.2	6.9
令和元年	1,484.0	210.5	11.5	16.6	7.0
令和2年	1,815.0	108.5	11.6	16.3	7.7
令和3年	1,415.0	179.0	11.7	16.7	7.4
令和4年	1,202.0	112.0	11.5	16.7	7.2
令和5年	1,183.5	96.0	12.8	17.9	8.4
令和6年	1,380.5	106.0	12.7	17.7	8.5

出典：「気象庁ホームページ」

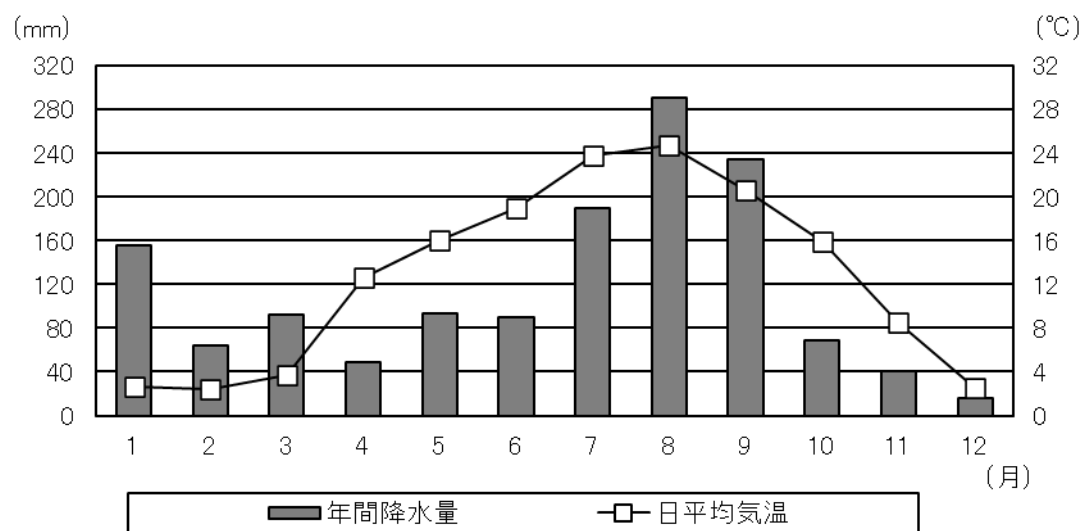


図 1-2-3 気象の概況（令和 6 年）

第 2 節 社会的概況

1 人口動態・分布

本市の人口を表 1-2-2 に、世帯数を表 1-2-3 に、人口及び世帯数の推移を図 1-2-4 に示します。

令和 6 年度における人口は 45,880 人、世帯数は 22,518 世帯であり、令和 6 年度の人口は対令和 2 年度比で約 10%減少しています。また、1 世帯当たりの人口（世帯人口）についても減少しており、核家族化の進行や単身世帯が増加していることを示しています。

表 1-2-2 人口

単位：人

項目	宮古市
令和2年	50,755
令和3年	49,500
令和4年	48,235
令和5年	47,033
令和6年	45,880

※各年 10 月 1 日時点

表 1-2-3 世帯数

単位：世帯

項目	宮古市
令和2年	23,494
令和3年	23,228
令和4年	23,011
令和5年	22,734
令和6年	22,518

※各年 10 月 1 日時点

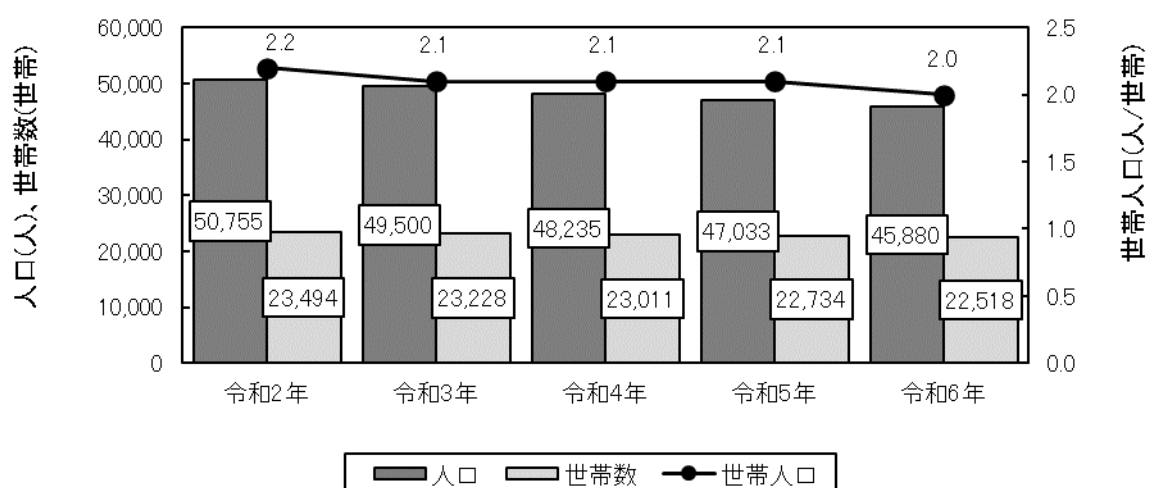


図 1-2-4 人口及び世帯数の推移

2 就業人口の推移

年度別の産業別就業人口を表 1-2-4 に、内訳の推移を図 1-2-5 に示します。

令和 2 年度時点の内訳は、第三次産業人口の割合が 67.1%と最も高く、第二次産業人口が 25.4%、第一次産業人口が 7.5%となっています。

表 1-2-4 産業別就業人口

単位: 人

項目	平成12年度	平成17年度	平成22年度	平成27年度	令和2年度
合計	25,427	26,920	25,568	26,215	23,103
第一次産業人口	2,262	2,859	2,548	2,099	1,734
第二次産業人口	7,139	6,805	6,486	7,411	5,856
第三次産業人口	16,026	17,256	16,534	16,705	15,513

出典: 「国勢調査」

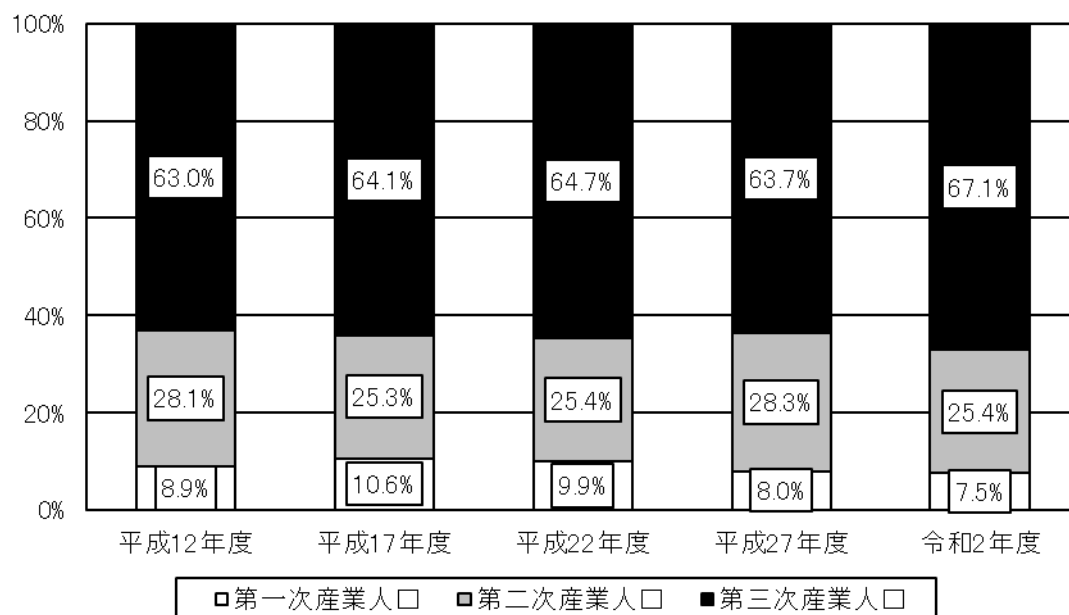


図 1-2-5 産業別就業人口の内訳の推移

(1) 第一次産業

農家の戸数を表 1-2-5 に、総農家数の推移を図 1-2-6 に示します。

令和 2 年の総農家数は 1,134 戸（販売農家数 542 戸、自給的農家数 592 戸）となっています。

表 1-2-5 農家の戸数（令和 2 年）

単位：戸

項目	総農家数※1		
		販売農家数※2	自給的農家数※3
宮古市	1,134	542	592

出典：「農林業センサス」、「岩手県統計年鑑」

※1 「農家」とは、経営耕地面積が 10a 以上または農産物販売金額が 15 万円以上の世帯をいう。

※2 「販売農家」とは、経営耕地面積が 30a 以上または農産物販売金額が 50 万円以上の農家をいう。

※3 「自給的農家」とは、経営耕地面積 30a 未満かつ農産物販売金額が 50 万円未満の農家をいう。

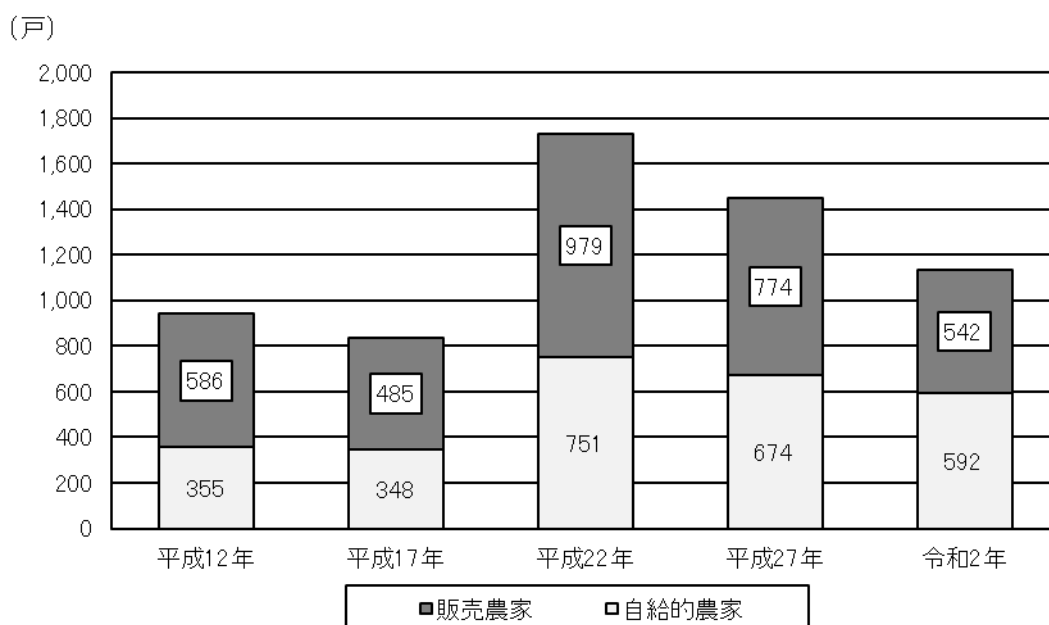


図 1-2-6 総農家数の推移

(2) 第二次産業

事業所数、従業者数及び製造品出荷額を表 1-2-6 に、事業所数、従業者数及び製造品出荷額の推移を図 1-2-7 に示します。

表 1-2-6 事業所数、従業者数及び製造品出荷額（令和 5 年）

項目	事業所数(事業所)	従業者数(人)	製造品出荷額(万円)
宮古市	100	2,460	7,904,850

出典：「経済センサス」、「経済構造実態調査」

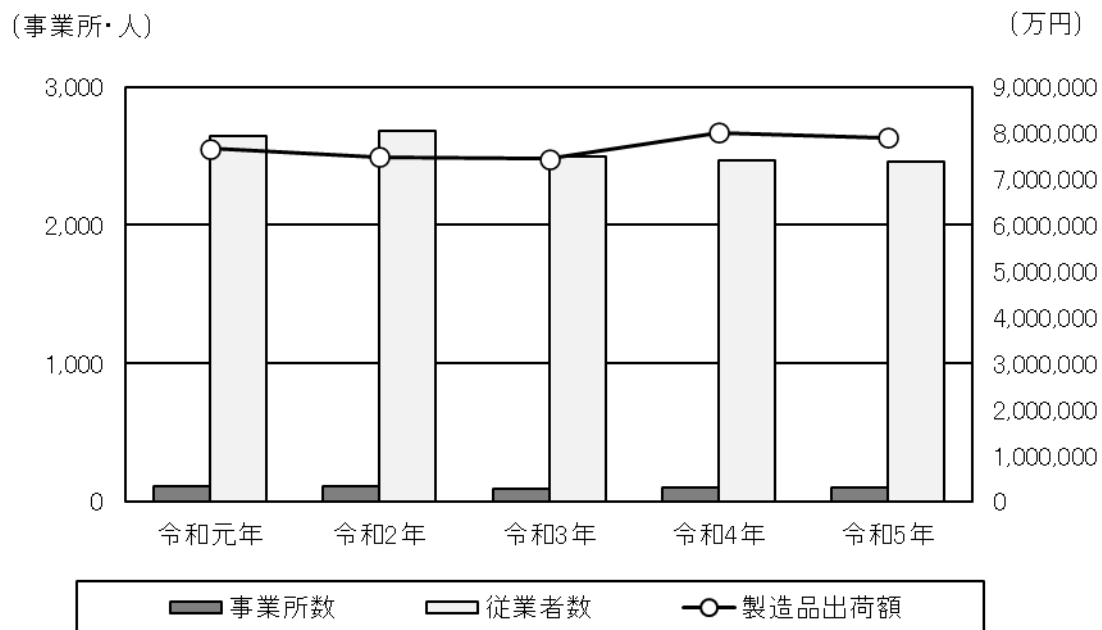


図 1-2-7 事業所数、従業者数及び製造品出荷額の推移

(3) 第三次産業

商店数、従業者数及び年間販売額を表 1-2-7 に、商店数、従業者数及び年間販売額の推移の推移を図 1-2-7 に示します。

表 1-2-8 商店数、従業者数及び年間販売額（令和 3 年）

項目	商店数(店舗)	従業者数(人)	年間販売額(百万円)
宮古市	588	3,580	114,275

出典：「岩手県統計年鑑」

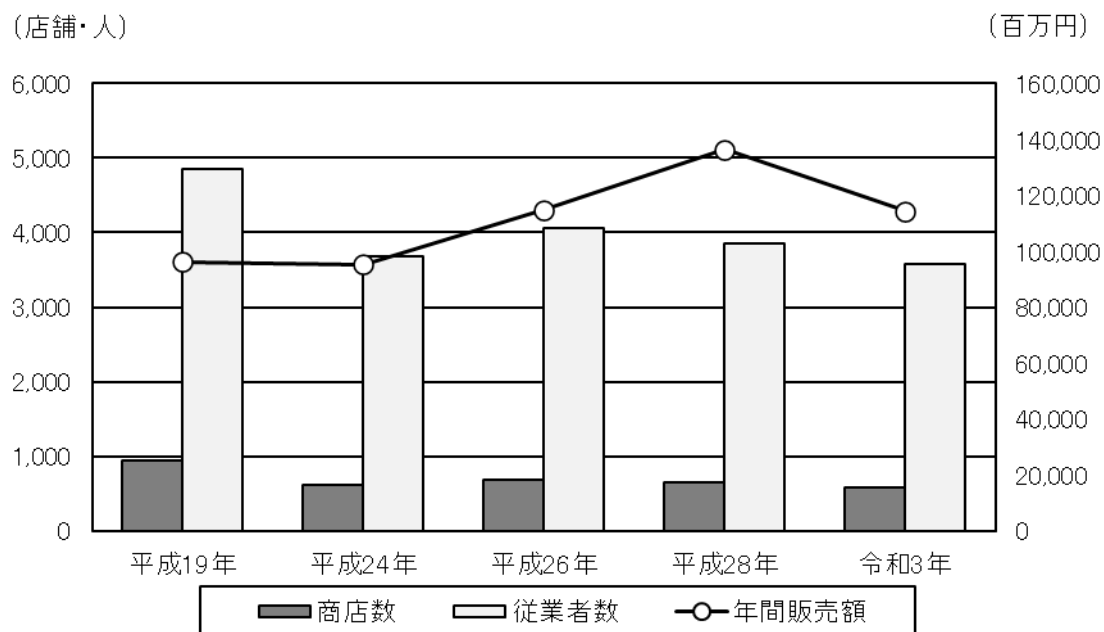


図 1-2-8 商店数、従業者数及び年間販売額の推移

3 土地利用状況

令和 5 年における本地域の土地利用状況を表 1-2-8 に、土地利用の内訳を図 1-2-9 に示します。

表 1-2-8 土地利用状況（令和 5 年）

項目	総数	田	畑	宅地	鉱泉地	池沼	山林	牧場	原野	雑種地	その他
宮古市	1,259.15	5.61	17.86	12.06	0.00	0.02	841.99	1.31	48.50	11.33	320.48
構成比	100.00%	0.45%	1.42%	0.96%	0.00%	0.00%	66.87%	0.10%	3.85%	0.90%	25.45%

出典：「岩手県統計年鑑」

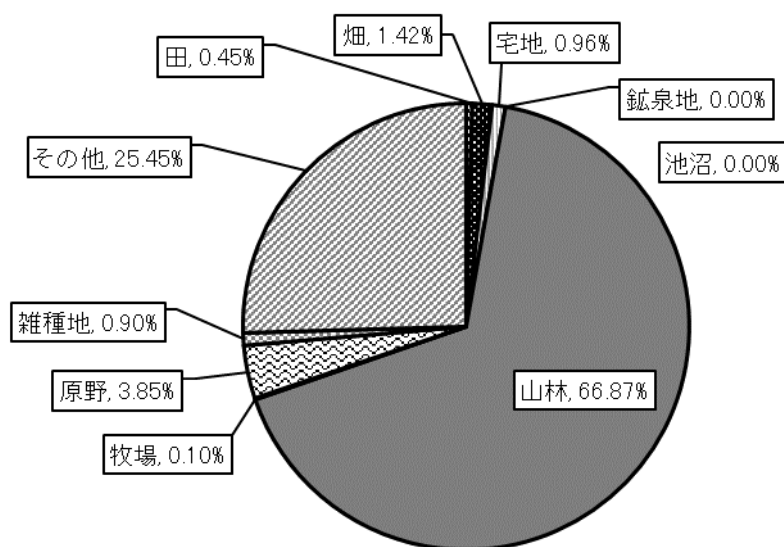


図 1-2-9 土地利用の内訳（令和 5 年）

第 2 編 ごみ処理基本計画編

第 1 章 ごみ処理行政の動向

第 1 節 国の動向

ごみ処理行政の動向のうち、国の動向について以下に整理します。

国では、循環型社会形成推進基本法に基づく「第五次循環型社会形成推進基本計画」（令和 6 年 8 月閣議決定）や廃棄物処理法に基づく「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」（以下、「基本的な方針」という。）にて、以下の目標を設定しています。

○第五次循環型社会形成推進基本計画（令和 6 年 8 月）

【数値目標】 目標年度：令和 12 年度

- ・ 1 人 1 日当たりごみ焼却量 : 約 580g
- ・ 最終処分量 : 約 1,300 万 t

○廃棄物処理法に基づく基本的な方針（令和 7 年 2 月）

【数値目標】 目標年度：令和 12 年度

- ・ 排出量 : 令和 4 年度比約 9.0%削減
- ・ 1 人 1 日当たりの家庭ごみ排出量 : 約 478g
- ・ 出口側循環利用率 : 約 26.0%
- ・ 1 人 1 日当たりごみ焼却量 : 約 580g
- ・ 最終処分量 : 令和 4 年度比約 5.0%削減

第 2 節 県の動向

ごみ処理行政の動向のうち、県の動向について以下に整理します。

県では、「第四次岩手県循環型社会形成推進計画（第六次岩手県廃棄物処理計画・第二次岩手県ごみ処理広域化計画）」や「岩手県環境基本計画」にて、以下の目標を設定しています。

○第四次岩手県循環型社会形成推進計画（第六次岩手県廃棄物処理計画・第二次岩手県ごみ処理広域化計画）（令和 8 年 3 月）

【数値目標】 目標年度：令和 12 年度

- ・ リサイクル率 : 23.0%
- ・ エコショップいわて認定店等における店頭資源回収量 : 2,600t
- ・ 県民 1 人 1 日当たり家庭系ごみ排出量 : 478g
- ・ 県民 1 人 1 日当たり事業系ごみ排出量 : 260g
- ・ 最終処分量 : 33.0 千 t

○岩手県環境基本計画（令和 8 年 3 月改訂）

【数値目標】 目標年度：令和 12 年度

一般廃棄物のリサイクル率：23.0%

第 1 節 ごみの処理・処分フロー

可燃ごみ及び可燃性粗大ごみは、宮古清掃センター（焼却施設）で焼却処理しています。このうち、可燃性粗大ごみについては、必要に応じ宮古清掃センター内の切断機や一般廃棄物最終処分場内にある自走式破砕機で焼却前処理を行っています。

資源物として回収している品目は、みやこ広域リサイクルセンターで缶、びん、ペットボトル、有害ごみ、小型家電を、第２リサイクルセンターで紙製容器包装、プラスチックを中間処理・保管し、紙類、リターナブルびんは、資源物保管庫で保管しています。

分別区分

可燃ごみ※2

可燃性粗大ごみ

不燃ごみ

不燃性粗大ごみ

資源物
(有害ごみ含む)

中間処理

●宮古清掃センター
竣工：平成6年7月
(平成29年3月基幹の設備改良工事竣工)
処理能力：186t/日

焼却処理

破砕物

切断処理

圧送
(汚泥混焼施設)

自走式破砕機

汚泥※1

焼却灰等

最終処分

●一般廃棄物最終処分場
竣工：昭和60年3月
(平成14年3月一部改造)
施設規模：550,600m³
(平成24年11月軽微変更)

埋立処分

手選別処理

不燃有価物

●再生品ストックヤード
竣工：平成24年3月
敷地面積：2,781.10m²
延床面積：246.12m²

リユース品

住民
(提供)

●みやこ広域リサイクルセンター【選別・圧縮・梱包・保管】
竣工：平成14年3月
処理能力：8t/5h

缶類

有害ごみ

びん類

小型家電

ペットボトル

●第2リサイクルセンター【選別・圧縮・梱包・保管】
竣工：平成21年3月
処理能力：9t/5h

紙製容器包装

プラスチック

●資源物保管庫【保管】
竣工：平成14年3月
敷地面積：862.19m²
延床面積：443.42m²

新聞紙

紙パック

雑誌

一升びん

ダンボール

ビールびん

可燃残渣

不燃残渣

資源物

小型家電

民間事業者

認定事業者

ピックアップ回収

※2: 特定産業廃棄物（下水道汚泥（スクリーンカス含む）、廃油（阻集器回収油分に限る）、廃プラ（発泡スチロール製の箱状容器に限る）、燃え殻（公衆浴場から生じたものに限る））含む

15

第 2 節 ごみ処理体制

1 生活系ごみの排出方法

(1) ごみの分別区分

生活系ごみの分別区分と出し方を表 2-2-1 に示します。

ごみの分別区分は大きく 4 種類（①燃やせるごみ（可燃ごみ）、②燃やせないごみ（不燃ごみ）、③資源物、④粗大ごみ）に分けられています。また、資源物は 8 種類（①ペットボトル、②缶類、③びん類、④紙類、⑤紙製容器包装、⑥プラスチック、⑦有害ごみ、⑧小型家電）に細分化されています。

表 2-2-1 生活系ごみの分別区分と出し方

分別区分		具体例	指定袋
燃やせるごみ(可燃ごみ)		生ごみ類・布類・革製品類・木類・靴等	○ (共通)
燃やせないごみ(不燃ごみ)		ガラス類・金属類・陶器類等	
粗 大 ご み	可燃性粗大ごみ	家具類・布団類等	
	不燃性粗大ごみ	スチール棚・自転車・スキー板等	
資 源 物	ペットボトル	ペットボトルマークの付いているボトル	
	缶類	スチール缶・アルミ缶	
	びん類	無色・茶色・その他の色・リターナブルびん	
	紙類	新聞紙・雑誌・ダンボール・飲料用紙パック	
	紙製容器包装	紙袋・紙箱類・紙カップ・紙トレイ類・台紙類	○
	プラスチック	プラスチック製容器包装(ボトル類・袋類・ふた類・トレイ・カップ類・パック類・ネット類・緩衝材類)、製品プラスチック(バケツやハンガー等プラスチック 100%のもの)	○
	有害ごみ	乾電池・蛍光管・水銀体温計・水銀血圧計	
	小型家電	携帯電話類・パソコン類・デジタルカメラ類、映像機器等	

(2) 収集運搬体制

収集運搬体制を表 2-2-2 に示します。

本市が委託した業者により収集運搬を行っています。

表 2-2-2 収集運搬体制

区分	宮古市
収集運搬体制	委託
収集車両	機械車 平ボディ

(3) 収集頻度・収集方式

令和7年度における生活系ごみの収集頻度・収集方式を表2-2-3に示します。

表2-2-3 収集頻度・収集場所（令和7年度現在）

地域		収集頻度				収集方式
		可燃	不燃	粗大	資源	
宮古市	宮古地域	2回/週	1回/月	3回/年	プラ1回/週 その他2回/月	ステーション方式 粗大:戸別収集
	田老地域	2回/週	1回/月	2回/年	プラ2回/月 その他1回/月	ステーション方式
	新里地域	2回/週	1回/月	2回/年	プラ2回/月 その他1回/月	ステーション方式
	川井地域	1回/週 ※7,8月は2回/週	1回/月	4回/年	プラ2回/月 その他1回/月	ステーション方式

※収集回数は、地区によって異なる市町村があるため、最も収集の多い地区の数値を掲載した。

※資源収集回数は、一品目当たりの回数。

2 ごみの有料化の現状

(1) 収集ごみの有料化

本市では、指定ごみ袋販売時の一般廃棄物処理手数料を上乗せすることによるごみの有料化を実施していません。

(2) 直接搬入ごみの処理手数料

行政組合が保有するごみ処理施設にごみを直接搬入した場合の処理手数料を表2-2-4に示します。

また、特定産業廃棄物の処理を行っており、廃油及び燃え殻については10kgごとに100円の手数料、廃プラスチックについては指定袋1袋につき60円の手数料を徴収しています。行政組合が処理する特定産業廃棄物及び受入条件を表2-2-5に示します。

表 2-2-4 直接搬入ごみの処理手数料（令和 7 年度現在）

区分	家庭からのごみ	事業所からの一般廃棄物	特定産業廃棄物
燃やせるごみ	50kg まで無料 50kg を超える 10kg ごとに 50 円	10kg ごとに 50 円	—
燃やせないごみ	50kg まで無料 50kg を超える 10kg ごとに 50 円	10kg ごとに 50 円	—
その他資源物	無料	10kg ごとに 30 円 ※従業員の個人消費に伴って排出された缶、びん、ペットボトルのみ可	—
小動物の死体	1 体につき 20kg まで 1,000 円 20kg を超えるもの 1,500 円	—	—
フロンガスを回収するもの	1 個につき 500 円 ※家庭用除湿機等	—	—
特定産業廃棄物	—	—	廃プラスチック：指定袋 1 袋につき 60 円 上記以外：10kg ごとに 100 円

※受入時間（午前 8：30～12：00、午後 1：00～4：30）

表 2-2-5 行政組合が処理する特定産業廃棄物及び受入条件

項目	条件
下水道汚泥等	公共下水道施設から生じる有機性汚泥及びスクリーンかす。
廃油	公共下水道及び浄化槽の排水設備として設置する阻集器（グリーストラップを含む。）で回収された油分に限る。
廃プラスチック	前年度の総売上高が 3,000 万円以下で、かつ排出量の平均が 1 日 2kg 以下である事業者の事業活動に伴って生じる発泡スチロール製の箱状容器に限る。
燃え殻	公衆浴場法（昭和 23 年法律第 139 号）の規定による一般公衆浴場から生じる焼却残灰に限る。

3 集団回収

令和6年度における登録団体数は48団体となっています。
本市における集団回収量の実績を表2-2-6に示します。

表 2-2-6 集団回収実績

単位:t

項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
集団回収量	301.764	276.720	272.162	265.998	262.263
新聞紙	92.632	91.735	83.215	80.243	77.291
雑誌	75.120	56.214	70.037	68.517	66.842
ダンボール	90.542	91.134	83.602	83.183	83.063
飲料用紙パック	0.978	0.454	0.550	0.543	0.673
缶類	33.822	30.560	28.852	28.139	29.212
一升びん	4.697	4.003	3.900	3.328	3.010
ビールびん	3.973	2.620	2.006	2.045	2.172
鉄くず	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
古繊維	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000

4 公共施設におけるボックス回収

回収ボックスによる小型家電の回収を行っています。
本市におけるボックス回収量の実績を表2-2-7に示します。

表 2-2-7 ボックス回収実績

単位:t

項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
回収量	4.695	4.428	4.802	3.771	4.357

5 ごみ処理施設の概況

(1) ごみ処理施設の位置

行政組合が管理する各施設の位置を図 2-2-2 に示します。

行政組合では、宮古清掃センター、汚泥混焼施設、みやこ広域リサイクルセンター、第 2 リサイクルセンター、宮古市資源物保管庫、再生品ストックヤード及び自走式粗大ごみ破碎機において中間処理等を行い、一般廃棄物最終処分場で埋立処分を行っています。

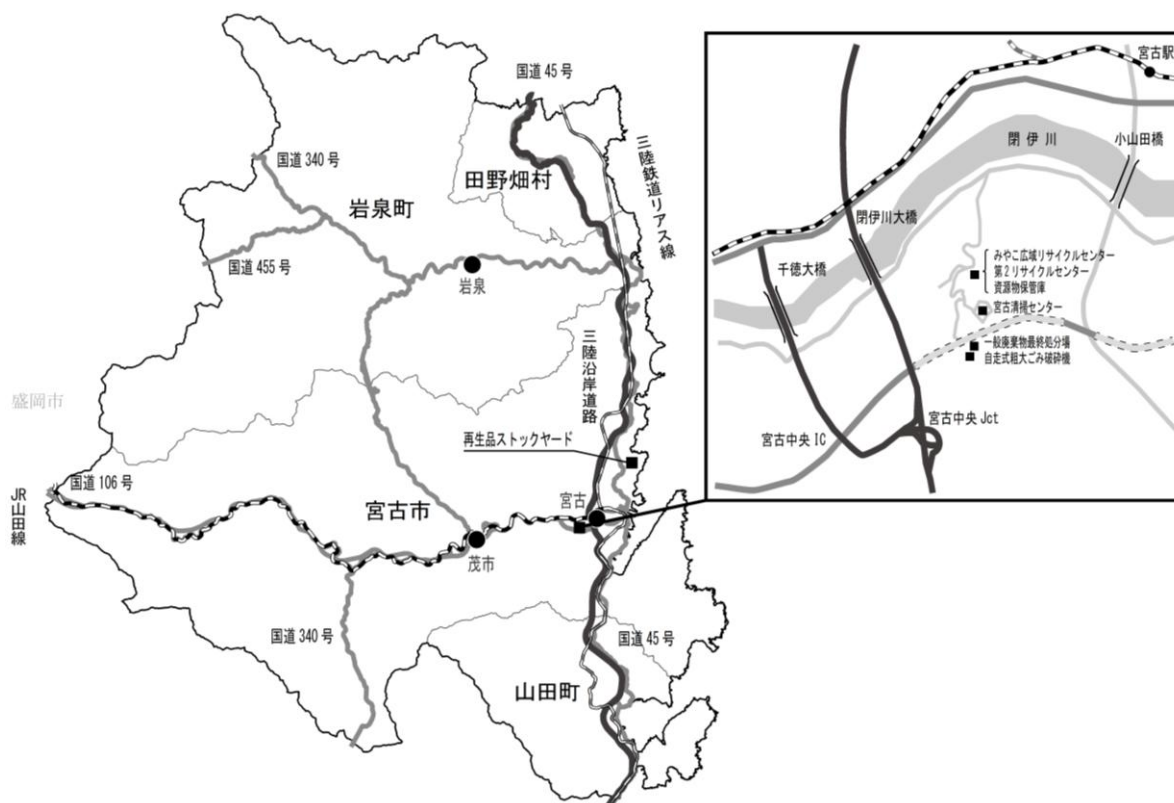


図 2-2-2 行政組合のごみ処理施設の位置

(2) 中間処理施設の概要

行政組合が管理する中間処理施設の概要を表 2-2-8 から表 2-2-14 に示します。

焼却施設では、可燃ごみや可燃性粗大ごみの他に、下水道処理施設、集落排水処理施設及びし尿処理施設で発生する汚泥やごみ処理施設から発生する可燃残渣を焼却処理しています。

リサイクルセンターのうち、みやこ広域リサイクルセンターでは、缶、びん、ペットボトル、有害ごみ、小型家電、第 2 リサイクルセンターでは紙製容器包装、プラスチック、宮古市資源物保管庫では新聞紙、雑誌、ダンボール、紙パック、リターナブルびん、再生品ストックヤードでは可燃性粗大ごみから回収した家具類の補修や保管等を行っています。処理過程で取り除いた可燃残渣は宮古清掃センターにて焼却処理を、不燃残渣は一般廃棄物最終処分場にて埋立処分しています。

表 2-2-8 焼却施設の概要

項目	内容
名 称	宮古清掃センター
施設規模	186t/日 (93t/日×2 炉)
処理方式	流動床式焼却炉
竣 工	平成 6 年 7 月 (平成 29 年 3 月 基幹的設備改良工事竣工)
敷地面積	9,649m ²
延床面積	3,420m ²
備 考	可燃性粗大ごみ切断機設置

表 2-2-9 污泥混焼施設の概要

項目	内容
名 称	污泥混焼施設
施設規模	21.5m ³ ×2 基
処理方式	圧送
竣 工	平成 11 年 3 月
延床面積	139.5m ²
備 考	・清掃センターと同一敷地隣接施設 ・宮古市建設施設 (行政組合で管理運営し構成市町村が共同利用)

表 2-2-10 リサイクルセンターの概要(1)

項目	内容
名 称	みやこ広域リサイクルセンター
施設規模	8t/5h
処理方式	選別・圧縮・梱包・保管
対 象	缶、びん、ペットボトル、有害ごみ、小型家電
竣 工	平成 14 年 3 月
敷地面積	3,186.36m ²
延床面積	1,029.96m ²

表 2-2-11 リサイクルセンターの概要(2)

項目	内容
名 称	第 2 リサイクルセンター
施設規模	9t/5h
処理方式	選別・圧縮・梱包・保管
対 象	紙製容器包装、プラスチック
竣 工	平成 21 年 3 月
敷地面積	1,977.87m ²
延床面積	840.00m ²

表 2-2-12 リサイクルセンターの概要(3)

項目	内容
名 称	宮古市資源物保管庫
処理方式	保管
対 象	新聞、雑誌、ダンボール、紙パック、リターナブルびん
竣 工	平成 14 年 3 月
敷地面積	862.19m ²
延床面積	443.42m ²
備 考	宮古市建設施設（平成 21 年度から行政組合で管理運営し構成市町村が共同利用）

表 2-2-13 リサイクルセンターの概要(4)

項目	内容
名 称	再生品ストックヤード
処理方式	保管
対 象	ソファ、テーブル（木製）、学習机（木製）等
竣 工	平成 24 年 4 月
敷地面積	2,781.10m ²
延床面積	246.12m ²
備 考	—

表 2-2-14 粗大ごみ処理施設の概要

項目	内容
名 称	自走式粗大ごみ破砕機
処理能力	198t/日（8h）
処理対象	可燃性粗大ごみ
稼働年月	平成 12 年 4 月（令和 2 年 1 月更新）
備 考	更新前処理能力：119.6t/日（8h）

(3) 最終処分場の概要

行政組合が管理する最終処分場の概要を表 2-2-15 に示します。

行政組合が管理する最終処分場は、一般廃棄物最終処分場となっています。一般廃棄物最終処分場では、焼却施設から発生する焼却灰等、リサイクルセンターから発生する不燃残渣、小型家電や不燃有価物を回収した後の不燃ごみを埋立処分しています。

一般廃棄物最終処分場の残余容量は令和 6 年度末時点で 16,441m³ となっています。1 年で約 3,200m³ 程度が処分されている現状を鑑みると、このままの状況が続けば令和 10 年度中に満量となることが想定されています。

表 2-2-15 最終処分場の概要

項目	内容
名 称	一般廃棄物最終処分場
施設規模	550,600m ³
処理方式	セル&サンドイッチ方式
竣 工	昭和 60 年 3 月 (平成 24 年 11 月埋立容量変更、+50,000m ³)
敷地面積	121,700m ²
備 考	浸出液処理施設 125m ³ /日 (平成 13 年度一部改造)

第 3 節 ごみ量の推移

1 ごみ総排出量実績

令和 2 年度から令和 6 年度における本市のごみ総排出量の推移を図 2-2-3 に、ごみ総排出量及びごみ総排出量原単位（1 人 1 日当たりのごみ総排出量）の推移を表 2-2-16 に示します。

本市における令和 6 年度のごみ総排出量は 17,222.609t となっており、過去 5 年間の推移としては減少傾向にあり、対令和 2 年度比で約 12%減少しています。また、ごみ総排出量原単位は 1,028.449g/人・日となっており、令和 2 年度から令和 5 年度にかけて減少傾向にありましたが、令和 6 年度は増加しています。

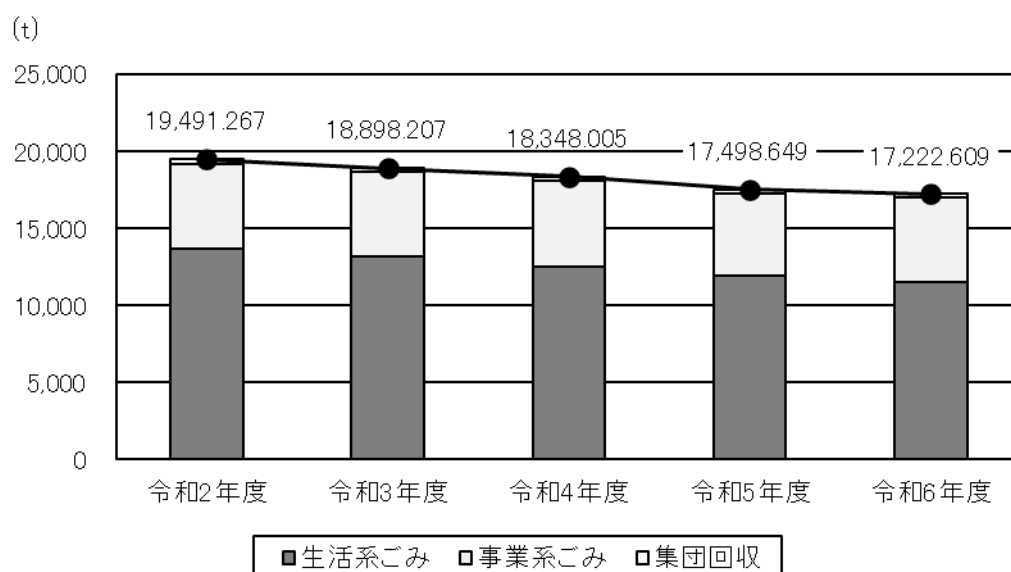


図 2-2-3 ごみ総排出量の推移

表 2-2-16 ごみ総排出量及びごみ総排出量原単位の推移

項目		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
宮古市	人口	人	50,755	49,500	48,235	47,033	45,880
	ごみ総排出量	t	19,491.267	18,898.207	18,348.005	17,498.649	17,222.609
	生活系ごみ排出量	t	13,661.723	13,164.857	12,534.603	11,891.241	11,510.236
	事業系ごみ排出量	t	5,527.780	5,456.630	5,541.240	5,341.410	5,450.110
	集団回収量	t	301.764	276.720	272.162	265.998	262.263
	ごみ総排出量原単位	g/人・日	1,052.128	1,045.978	1,042.158	1,016.531	1,028.449
	生活系ごみ排出量原単位	g/人・日	737.452	728.649	711.960	690.786	687.334
	事業系ごみ排出量原単位	g/人・日	298.386	302.014	314.740	310.293	325.454
	集団回収量原単位	g/人・日	16.289	15.316	15.459	15.452	15.661

2 生活系ごみ排出量・集団回収量

本市における過去 5 年間の生活系ごみ排出量及び集団回収量の推移を、表 2-2-17 及び図 2-2-4 に示します。

本市の令和 6 年度における生活系ごみ排出量は 11,510.236t、集団回収量は 262.263t であり、生活系と集団回収の合計値は、対令和 2 年度比で約 16%減少しています。

表 2-2-17 生活系ごみ排出量及び集団回収量の推移

単位:t

項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
生活系ごみ	13,661.723	13,164.857	12,534.603	11,891.241	11,510.236
可燃ごみ	10,415.290	10,046.480	9,601.630	9,158.940	8,840.820
不燃ごみ	621.450	559.610	496.860	467.090	462.370
粗大ごみ	857.900	850.430	823.760	775.930	794.790
可燃性粗大ごみ	657.880	660.070	657.360	624.160	644.090
不燃性粗大ごみ	200.020	190.360	166.400	151.770	150.700
資源物	1,767.083	1,708.337	1,612.353	1,489.281	1,412.256
紙類	948.267	921.912	850.700	757.833	703.435
新聞紙	359.844	361.954	329.441	279.603	254.643
雑誌	256.420	233.226	204.386	179.222	172.502
ダンボール	220.709	220.382	212.269	196.233	178.694
飲料用紙パック	5.165	5.134	4.814	4.164	3.804
紙製容器包装	106.129	101.216	99.790	98.611	93.792
缶類	104.930	98.495	92.418	86.230	77.515
びん類(リターナル)	25.240	22.025	20.635	18.995	16.977
一升びん	20.820	18.004	17.093	15.683	14.265
ビールびん	4.420	4.021	3.542	3.312	2.712
びん類	357.847	339.064	326.723	309.779	293.857
無色びん	131.006	122.894	116.364	112.009	104.229
茶色びん	173.674	168.735	160.490	153.771	145.766
その他びん	53.167	47.435	49.869	43.999	43.862
プラ類	303.701	301.255	296.502	293.782	296.086
ペットボトル	106.919	108.605	106.148	109.588	104.495
プラスチック	196.782	192.650	190.354	184.194	191.591
有害ごみ	22.403	21.158	20.573	18.891	20.029
乾電池	18.282	17.811	17.706	16.157	17.149
蛍光管	4.110	3.335	2.858	2.725	2.867
体温計・血圧計	0.011	0.012	0.009	0.009	0.013
小型家電	4.695	4.428	4.802	3.771	4.357
集団回収	301.764	276.720	272.162	265.998	262.263

(t)

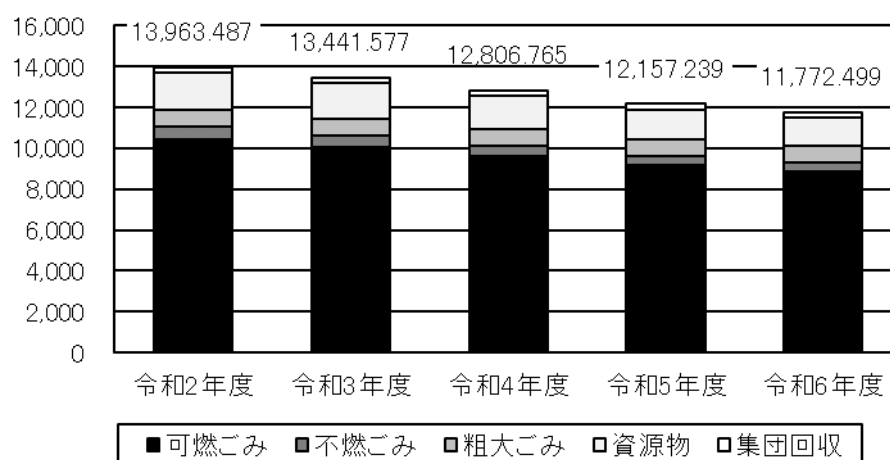


図 2-2-4 生活系ごみ排出量及び集団回収量の推移

3 事業系ごみ排出量

本市における過去5年間の事業系ごみ排出量の推移を、表2-2-18及び図2-2-5に示します。
本市の令和6年度における事業系ごみ排出量は5,450.110tで、対令和2年度比で約1%減少しています。

表2-2-18 事業系ごみ排出量の推移

単位:t

項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
事業系ごみ	5,527.780	5,456.630	5,541.240	5,341.410	5,450.110
可燃ごみ	4,738.030	4,550.710	4,496.050	4,367.040	4,440.830
不燃ごみ	222.180	261.090	317.160	240.830	226.350
粗大ごみ	430.670	518.210	605.100	609.860	665.400
可燃性粗大ごみ	415.810	497.510	588.680	597.100	651.050
不燃性粗大ごみ	14.860	20.700	16.420	12.760	14.350
資源物	136.900	126.620	122.930	123.680	117.530
紙類	8.340	7.810	6.580	6.160	5.280
新聞紙	1.110	0.770	0.610	0.410	0.370
雑誌	2.930	3.070	2.250	1.920	1.550
ダンボール	4.280	3.970	3.720	3.830	3.360
飲料用紙パック	0.020	0.000	0.000	0.000	0.000
缶類	2.630	2.550	2.450	2.290	1.940
びん類(リターナブル)	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
一升びん	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
ビールびん	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
びん類	95.420	87.290	82.620	81.850	78.700
無色びん	23.020	20.350	20.070	21.100	20.870
茶色びん	57.070	52.700	48.100	46.530	44.730
その他びん	15.330	14.240	14.450	14.220	13.100
プラ類	30.510	28.970	31.280	33.380	31.610
ペットボトル	30.510	28.970	31.280	33.380	31.610

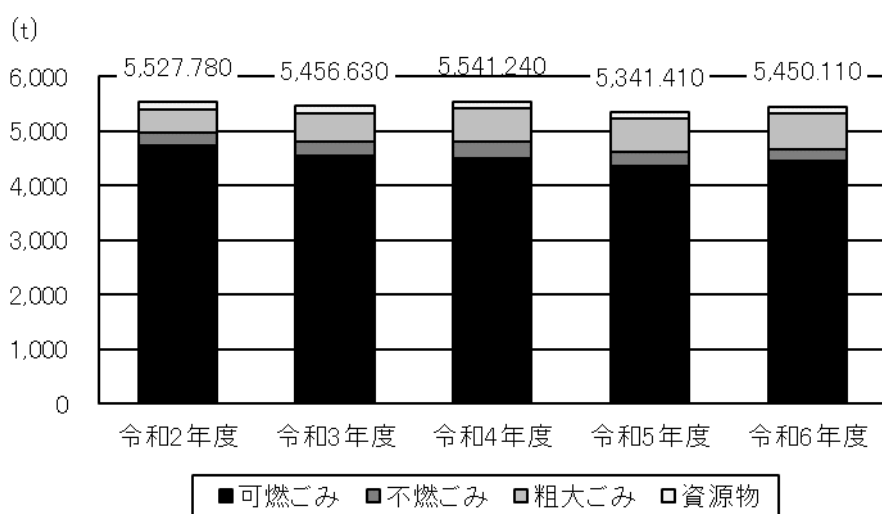


図2-2-5 事業系ごみ排出量の推移

4 中間処理・資源化処理の現状

(1) 焼却施設

ア 焼却施設の処理実績

行政組合が保有する焼却施設の処理実績を表 2-2-19 及び図 2-2-6 に示します。

令和 6 年度における焼却処理量の内訳は、可燃ごみが 74.7%と最も多く、過去 5 年間の推移としては減少傾向となっています。また、令和 2 年度には令和元年東日本台風由来の災害廃棄物 1,037.700t を焼却処理しています。

また、焼却残渣量（焼却灰、不燃物、鉄分）の割合は、処理量の 9%前後で推移しています。

表 2-2-19 焼却施設の処理実績

単位：t

項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
焼却処理量	30,222.104	28,178.306	27,794.320	26,634.558	25,908.081
搬入量	21,895.491	21,221.980	20,658.180	20,004.300	19,376.370
可燃ごみ	21,843.440	21,180.470	20,621.260	19,964.200	19,345.510
公共下水道し渣	34.790	25.240	21.870	21.840	17.320
集落排水施設し渣	5.030	3.900	4.680	7.730	3.390
廃発泡スチロール	0.011	0.000	0.000	0.000	0.000
公衆浴場焼却灰	4.460	4.860	3.220	3.280	2.340
阻集器等回収油分	7.760	7.510	7.150	7.250	7.810
施設経由・発生ごみ	7,288.913	6,956.326	7,136.140	6,630.258	6,531.711
粗大ごみ破砕施設	1,562.673	1,506.356	1,610.850	1,538.558	1,598.011
汚泥混焼施設	5,562.510	5,302.570	5,382.400	4,932.580	4,817.030
宮古衛生処理センター	100.380	93.470	90.320	82.530	64.850
リサイクルセンター	33.890	33.750	33.080	33.620	23.860
一般廃棄物最終処分場	20.150	15.310	12.580	32.940	20.850
施設共通可燃ごみ	9.310	4.870	6.910	10.030	7.110
可燃系災害廃棄物(台風等受入分)	1,037.700	0.000	0.000	0.000	0.000
焼却残渣量	2,736.430	2,437.820	2,387.090	2,221.430	2,249.660
焼却灰	2,164.070	1,922.850	1,887.080	1,792.010	1,785.940
不燃物	506.730	434.560	418.490	366.210	388.830
鉄分	65.630	80.410	81.520	63.210	74.890

(t)

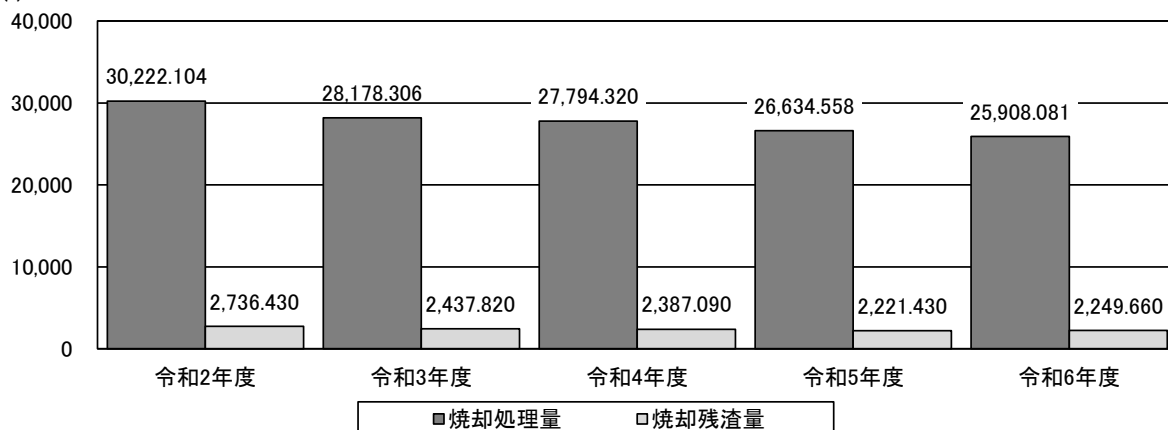


図 2-2-6 焼却施設の処理実績

イ ごみ質

焼却施設では、年 4 回以上のごみ質調査等、維持管理に必要な各種分析・検査の実施が義務付けられています。過去 5 年間ににおけるごみ質分析結果を表 2-2-20 に、ごみ質分析結果の平均値を図 2-2-7 に示します。

令和 6 年度の構成比は、紙・布類が 49.32%と最も多く、次いで合成樹脂類、木・竹・ワラ類、厨芥類、不燃物類、その他となっています。一方、ごみの三成分は、可燃分 49.05%、水分が 46.38%、灰分が 4.57%となっています。また、単位体積重量は 145.50kg/m³、低位発熱量実測値は 10.625kJ/kg となっています。

表 2-2-20 ごみ質分析結果

項目 年度	紙・布類 (%)	合成樹脂類 (%)	木・竹・ワラ類 (%)	厨芥類 (%)	不燃物類 (%)	その他 (%)	水分 (%)	可燃分 (%)	灰分 (%)	単位体積重量 (kg/m ³)	低位発熱量 (kJ/kg)
R2	48.10	32.81	8.94	8.36	1.27	0.52	46.53	47.58	5.89	183.67	9,888
R3	50.34	30.41	6.21	11.99	0.56	0.49	45.95	48.56	5.49	142.17	9,977
R4	52.39	26.85	7.49	11.74	0.89	0.64	46.95	47.77	5.28	140.17	9,767
R5	53.66	31.07	9.89	3.63	0.48	1.27	34.83	59.54	5.63	100.50	13,158
R6	49.32	31.22	12.10	5.35	1.54	0.47	46.38	49.05	4.57	145.50	10,625
最大値	53.66	32.81	12.1	11.99	1.54	1.27	46.95	59.54	5.89	183.67	13,158
最小値	48.1	26.85	6.21	3.63	0.48	0.47	34.83	47.58	4.57	100.50	9,767
平均値	50.76	30.47	8.93	8.21	0.95	0.68	44.13	50.50	5.37	142.40	10,683

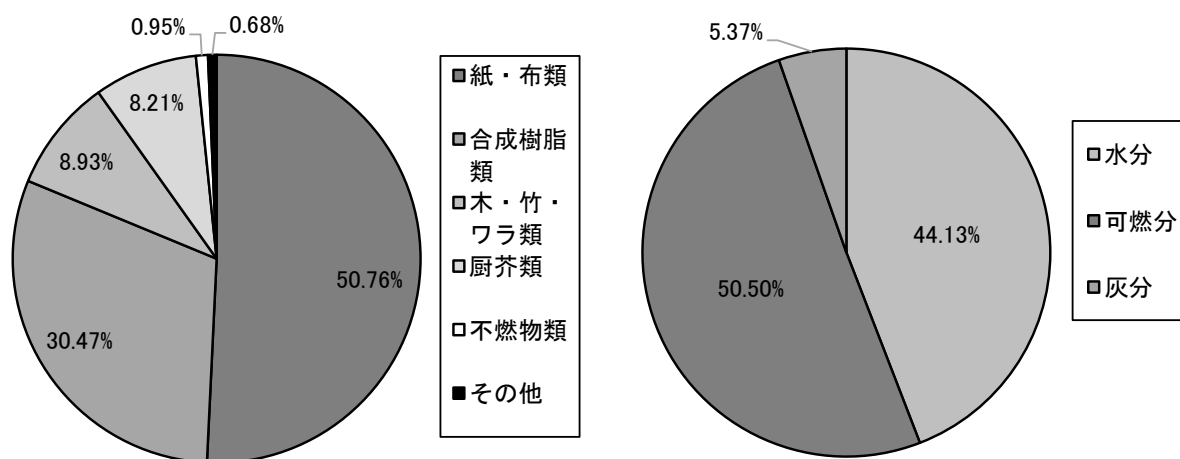


図 2-2-7 ごみ質分析結果（平均値）

(2) リサイクルセンター

ア リサイクルセンターの処理実績

行政組合が保有する各リサイクルセンターの処理実績を表 2-2-21 に示します。

令和 6 年度における処理量の内訳は、みやこ広域リサイクルセンターが 42.6%と最も多く、過去 5 年間の推移としては全体的に減少傾向となっています。

表 2-2-21 各リサイクルセンターの処理実績

単位:t

項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
処理量	2,659.158	2,574.079	2,464.934	2,297.077	2,188.976
みやこ広域リサイクルセンター	1,089.377	1,042.498	1,009.418	973.763	931.737
缶類	150.847	141.257	134.070	123.595	118.530
びん類	671.391	633.988	609.313	582.267	554.366
無色びん	218.790	204.577	196.179	190.379	179.071
茶色びん	356.360	342.160	324.269	310.602	297.312
その他びん	96.241	87.251	88.865	81.286	77.983
ブラ類	221.537	225.213	226.090	231.957	221.337
ペットボトル	221.537	225.213	226.090	231.957	221.337
有害ごみ	32.037	30.485	29.785	28.193	29.393
乾電池	26.643	26.010	25.857	24.472	25.474
蛍光管	5.370	4.460	3.916	3.705	3.887
体温計・血圧計	0.024	0.015	0.012	0.016	0.032
小型家電(ボックス+ピックアップ回収)	13.565	11.555	10.160	7.751	8.111
第2リサイクルセンター	431.155	422.485	420.527	410.932	417.325
紙類	145.336	140.158	140.159	138.018	132.926
紙製容器包装	145.336	140.158	140.159	138.018	132.926
プラスチック	285.819	282.327	280.368	272.914	284.399
資源物保管庫	1,137.929	1,108.477	1,034.558	911.800	839.275
紙類	1,103.681	1,077.983	1,005.270	884.569	815.039
新聞紙	449.312	453.033	414.680	353.248	319.045
雑誌	340.025	309.904	278.430	242.630	231.638
ダンボール	306.182	307.041	304.491	281.955	257.953
飲料用紙パック	8.162	8.005	7.669	6.736	6.403
びん類(リターナブル)	34.248	30.494	29.288	27.231	24.236
一升びん	28.461	25.119	24.409	22.753	20.667
ビールびん	5.787	5.375	4.879	4.478	3.569
再生品ストックヤード	0.697	0.619	0.431	0.582	0.639
再生品(引渡量)	0.697	0.619	0.431	0.582	0.639

イ 資源化量とリサイクル率

本市における資源化量とリサイクル率を表 2-2-22 及び図 2-2-8 に示します。

令和 6 年度の資源化量は 1,932.450t となっており、過去 5 年間の推移としては減少傾向となっています。令和 5 年度におけるリサイクル率は 11.4%であり、全国及び県のリサイクル率と比較すると低い値となっています。

表 2-2-22 資源化量とリサイクル率

単位：t

項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
ごみ総排出量	19,491.267	18,898.207	18,348.005	17,498.649	17,222.609
資源化量 ^{※1}	2,441.893	2,285.246	2,156.475	2,002.784	1,932.450
資源物搬入量	1,903.983	1,834.957	1,735.283	1,612.961	1,529.786
うち処理残渣(－)	41.500	61.841	39.201	35.605	27.322
不燃有価物	271.560	230.540	184.710	156.900	165.000
再生品(引渡量)	0.697	0.619	0.431	0.582	0.639
小型家電(ピックアップ回収)	5.389	4.251	3.090	1.948	2.084
集団回収	301.764	276.720	272.162	265.998	262.263
リサイクル率	12.5%	12.1%	11.8%	11.4%	11.2%
リサイクル率(全国) ^{※2}	20.0%	19.9%	19.6%	19.5%	－
リサイクル率(岩手県) ^{※2}	17.5%	17.1%	16.8%	16.4%	－

※1 資源化量＝(資源物搬入量＋不燃有価物＋再生品(引渡量)＋小型家電(ピックアップ回収)＋集団回収)－処理残渣

※2 出典：「一般廃棄物処理実態調査結果」

(t)

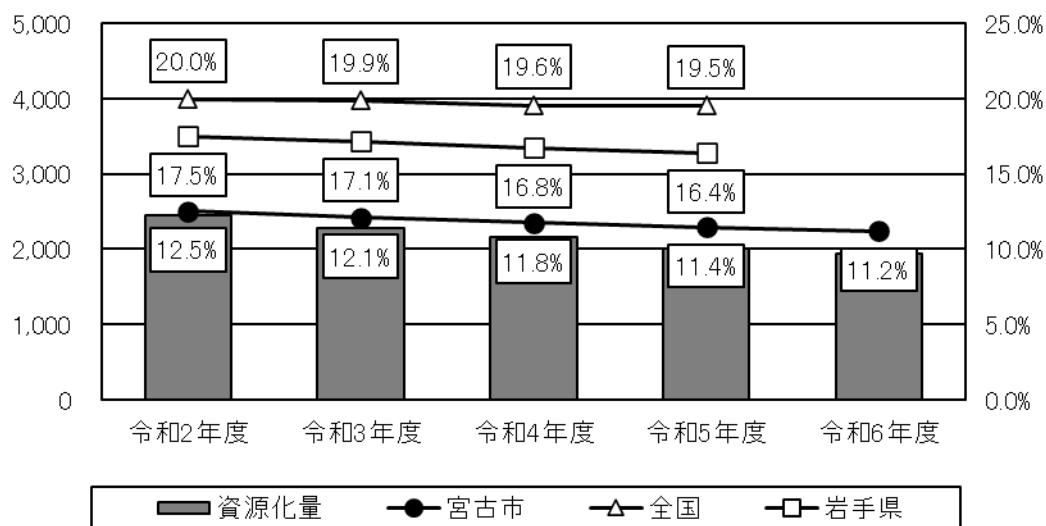


図 2-2-8 資源化量とリサイクル率

(3) 埋立処分量

行政組合が保有する一般廃棄物埋立処分地への埋立処分実績を表 2-2-23 に示します。

令和 6 年度における最終処分量の内訳は、焼却処理後に発生する焼却残渣が最も多く、全体の 7 割程度を占めています。また、令和 2 年度には令和元年東日本台風由来の不燃系災害廃棄物 1.980t を埋立処分しています。

不燃ごみや不燃性粗大ごみから回収した不燃有価物等の割合は、搬入量の 20%前後で推移しています。

表 2-2-23 埋立処分量の実績

単位：t

項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
最終処分量※	3,820.549	3,535.498	3,485.409	3,246.232	3,212.380
搬入量	1,444.680	1,382.920	1,319.520	1,179.140	1,142.170
不燃ごみ	1,154.620	1,102.290	1,081.700	960.160	927.410
不燃性粗大ごみ	290.060	280.630	237.820	218.980	214.760
施設発生ごみ	2,768.404	2,488.760	2,434.817	2,297.480	2,310.319
宮古清掃センター	2,740.590	2,454.580	2,399.060	2,238.860	2,249.660
宮古衛生処理センター	26.210	26.920	30.880	51.350	51.460
リサイクルセンター	1.174	1.020	0.847	0.780	0.989
一般廃棄物最終処分場	0.000	5.800	3.500	6.000	7.770
施設共通不燃ごみ	0.430	0.440	0.530	0.490	0.440
不燃系災害廃棄物(台風等受入分)	1.980	0.000	0.000	0.000	0.000
搬出量	394.515	336.182	268.928	230.388	240.109
不燃有価物	386.700	329.980	264.330	227.490	237.050
再生品(引渡量)	0.000	0.005	0.041	0.000	0.000
小型家電(ピックアップ回収)	7.815	6.197	4.557	2.898	3.059
覆土量	1,260.781	1,166.714	1,150.185	1,071.257	1,060.085
年度末残余容量(m ³)	—	—	—	—	16,441

※最終処分量＝（搬入量＋施設発生ごみ＋不燃系災害廃棄物(台風等受入分)）－搬出量

5 ごみ処理に係る経費

行政組合及び構成市町村のごみ処理に係る経費を表 2-2-24 に示します。

環境省が実施している一般廃棄物処理実態調査結果によると、ごみ処理経費は増加傾向を示しており、令和 6 年度のごみ処理経費は約 13.28 億円となっています。

また、人口 1 人当たり年間処理経費についても近年は増加傾向であり、令和 6 年度は 1 人当たり 17,305 円/人・年となっています。

表 2-2-24 ごみ処理に係る経費

単位:千円

項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
建設・改良費	32,059	4,158	48,848	49,706	78,554
工事費	32,059	4,158	15,576	41,794	78,554
収集運搬施設	0	0	0	0	0
中間処理施設	23,100	0	6,336	37,316	38,954
最終処分場	8,959	4,158	9,240	4,478	39,600
その他	0	0	0	0	0
調査費	0	0	33,272	7,912	0
処理及び維持管理費	1,109,848	1,124,943	1,125,256	1,127,640	1,221,560
人件費	146,125	152,019	145,067	76,345	80,091
一般職	89,395	88,622	92,005	76,345	80,091
技 能 職					
収集運搬	56,730	63,397	53,062	0	0
中間処理	0	0	0	0	0
最終処分	0	0	0	0	0
処理費	235,890	253,376	244,135	268,219	333,498
収集運搬費	8,081	372	356	5	0
中間処理費	191,363	220,843	214,887	224,614	279,415
最終処分費	36,446	32,161	28,892	43,600	54,083
車両等購入費	0	0	0	0	0
委託費	727,833	719,548	736,054	783,076	807,971
収集運搬費	434,655	433,500	429,150	465,050	512,660
中間処理費	219,236	210,430	220,078	221,755	217,929
最終処分費	73,942	75,618	86,826	96,271	77,382
その他	0	0	0	0	0
調査研究費	0	0	0	0	0
その他	26,298	12,511	39,514	28,556	27,592
合計	1,168,205	1,141,612	1,213,618	1,205,902	1,327,706
人口(人)	77,988	76,154	74,233	72,420	70,588
年間処理経費(千円/年)	1,109,848	1,124,943	1,125,256	1,127,640	1,221,560
人口1人当たり 年間処理経費(円/人・年)	14,231	14,772	15,158	15,571	17,305

出典:「一般廃棄物処理実態調査結果」

第 3 章 ごみ処理の評価及び課題の抽出

第 1 節 ごみ処理の評価

1 目標の達成状況

前計画の達成状況を表 2-3-1 及び図 2-3-1 から図 2-3-3 に示します。

令和 6 年度において、1 人 1 日当たりのごみ排出量及びリサイクル率は計画どおりに進捗していない状況にあります。

表 2-3-1 前計画における各種目標値の達成状況

単位:g/人・日

項目		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	目標値 (令和7年度)
計画値	1人1日当たりのごみ排出量	1,051	1,038	1,025	1,012	999	986
	1人1日当たりの生活系ごみ排出量	726	721	717	712	707	702
	リサイクル率	13.2%	13.9%	14.5%	15.2%	15.8%	16.5%
実績値	1人1日当たりのごみ排出量	1,036 (-15)	1,031 (-7)	1,027 (+2)	1,001 (-11)	1,013 (+14)	
	1人1日当たりの生活系ごみ排出量	737 (+11)	729 (+8)	712 (-5)	691 (-21)	687 (-20)	
	リサイクル率	12.5% (-0.7)	12.1% (-1.8)	11.8% (-2.7)	11.4% (-3.8)	11.2% (-4.6)	

※1 人 1 日当たりのごみ排出量、1 人 1 日当たりの生活系ごみ量に集団回収は含まない。

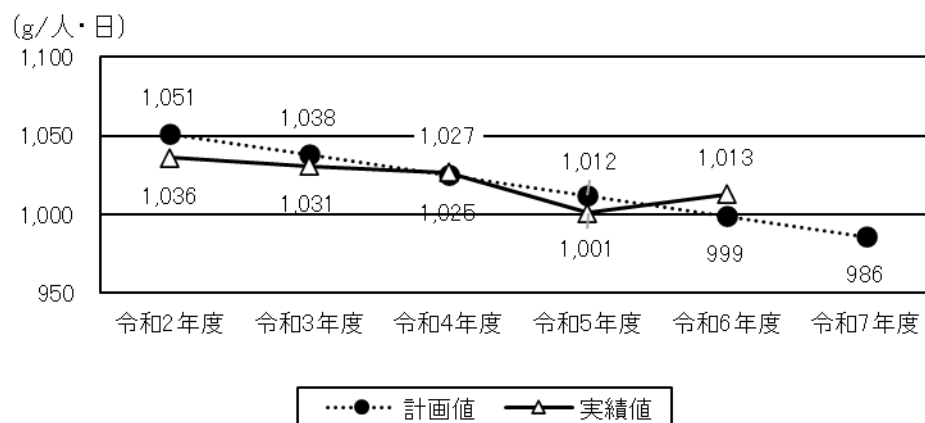


図 2-3-1 前計画の達成状況（1 人 1 日当たりのごみ排出量）

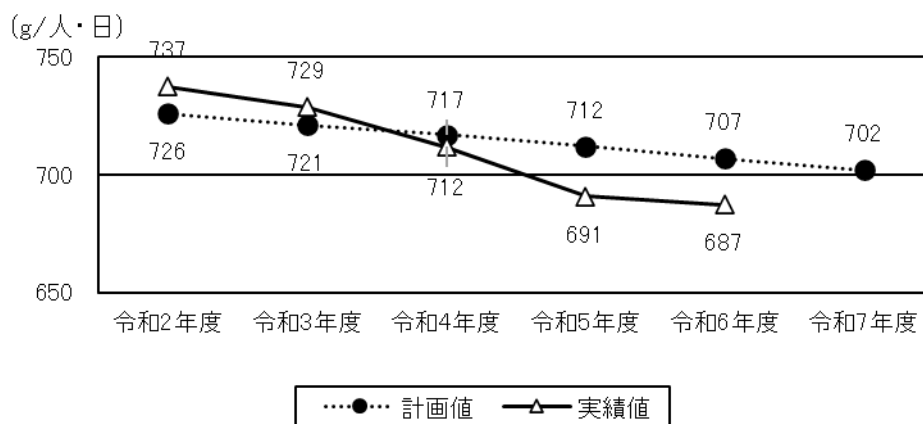


図 2-3-2 前計画の達成状況（1人1日当たりの生活系ごみ量）

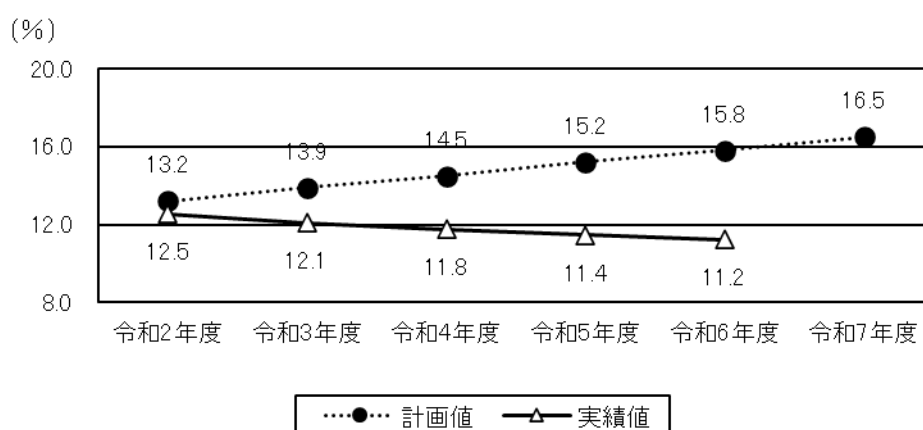


図 2-3-3 前計画の達成状況（リサイクル率）

2 類似市町村との比較評価結果

市町村の一般廃棄物処理事業の3R化を進めるためのガイドラインとして「市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針」（環境省、平成19年6月）（以下、「処理システムの指針」という。）が公表されています。処理システムの指針では、市町村は一般廃棄物処理システムについて、環境負荷面、経済面等から客観的な評価を行い、住民や事業者に対して明確に説明できるよう努める必要があるとされています。主な指標は、処理システムの指針に基づき、「人口1人1日当たりごみ総排出量」、「廃棄物からの資源回収率（RDF・セメント原料化等除く）」、「廃棄物のうち最終処分される割合」、「人口1人当たり年間処理経費」、「最終処分減量に要する費用」とします。

「指標値によるレーダーチャート」を用いて類似市町村との比較・評価を行った結果を、図2-3-4に示します。なお、レーダーチャートは数値が大きいほど良好な状態を示すようになっています。

宮古市の評価結果は次のとおりです。

(1) 人口1人1日当たりごみ総排出量

人口1人1日当たりごみ総排出量 1.017kg/人・日は、類似市町村（平均値 0.914kg/人・日）と比べて高い値を示しています。

(2) 廃棄物からの資源回収率（RDF・セメント原料化等除く）

資源回収率（RDF・セメント原料化等除く）11.5%は、類似市町村（平均値 16.8%）と比べて低い値を示しています。

(3) 廃棄物のうち最終処分される割合

最終処分される割合 11.1%は、類似市町村（平均値 10.6%）と比べて高い値を示しています。

(4) 人口1人当たり年間処理経費

人口1人当たり年間処理経費 15,172 円/人・年は、類似市町村（平均値 18,019 円/人・年）と比べて低い値を示しています。

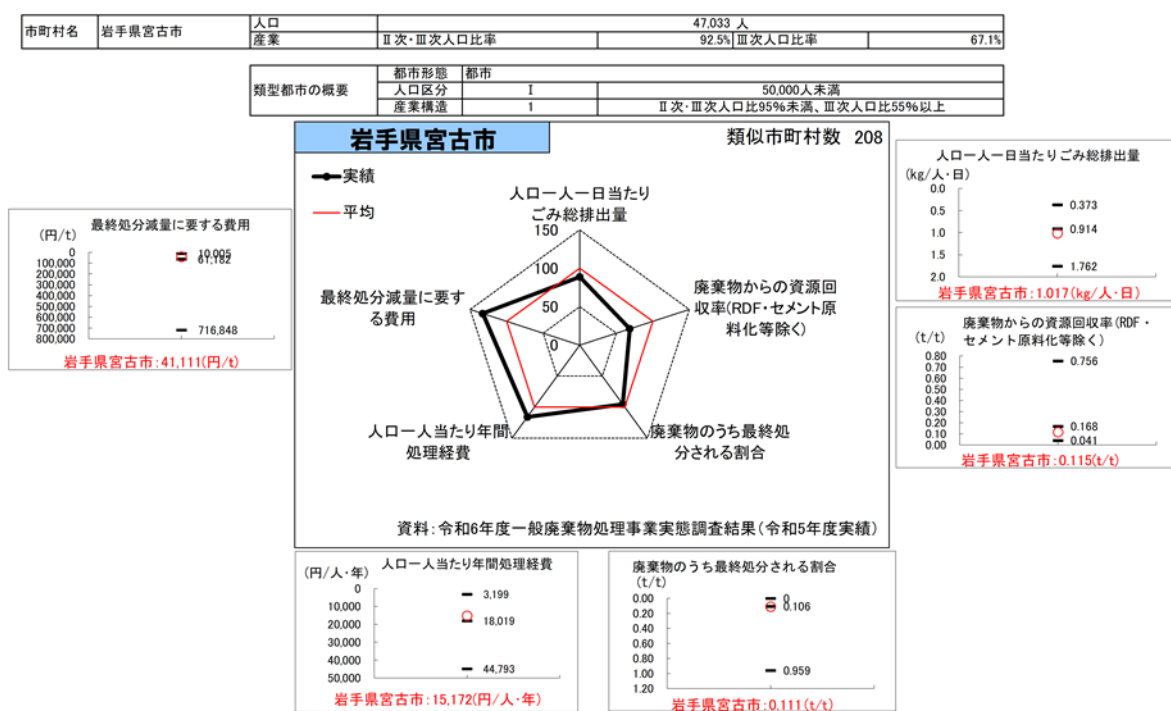
(5) 最終処分減量に要する費用

最終処分減量に要する費用 41,111 円/t は、類似市町村（平均値 61,182 円/t）と比べて低い値を示しています。

(6) 比較結果

類似市町村に比べて人口1人1日当たりごみ総排出量が多く資源回収率が低いことから、資源化減量化ともに進んでいないことが分かります。また、ごみ処理経費は類似市町村と比較して低い値を示していることから、ごみ処理に係る費用は抑えられています。

標準的な指標1（指標値によるレーダーチャート）



出典:「市町村一般廃棄物処理システム評価支援ツール」(環境省)

図 2-3-4 類似市町村との比較・評価

第 2 節 ごみ処理の課題

1 減量化・資源化の課題

(1) 1 人 1 日当たりのごみ排出量の減量化

指針となる目標値は、基本的な方針では 1 人 1 日当たりの家庭ごみ排出量を約 478g、第三次岩手県循環型社会形成推進計画（第五次岩手県廃棄物処理計画・岩手県ごみ処理広域化計画）では県民 1 人 1 日当たり家庭系ごみ排出量を 465g、県民 1 人 1 日当たり事業系ごみ排出量を 271g としています。

本市における令和 6 年度現在の生活系ごみ排出量（集団回収量を含まない）は 687g/人・日、事業系ごみ排出量は 325g/人・日となっており、国、県の目標に対して乖離していることから、改善が求められます。

以上のことから、広報、啓発活動や各種施策等を通じ、1 人 1 日当たりのごみ排出量の削減に努める必要があります。

(2) リサイクル率の向上

本市のリサイクル率は、全国や県の平均値と比較して低く、令和 6 年度は 11.2%となっています。以上のことから、資源物の更なる分別収集、集団回収や拠点回収の促進を図る必要があります。

2 中間処理の課題

行政組合の焼却施設は平成 6 年度に竣工し、平成 29 年 3 月に基幹的設備改良工事を完了しています。一方でリサイクルセンターについては、みやこ広域リサイクルセンターが平成 13 年度の竣工から令和 7 年度で稼働 25 年目となります。一般廃棄物処理施設の耐用年数は一般的に 25 年～30 年が目安とされていることから、引き続き適切な維持管理を行いつつ、施設の長期使用に向けた対策を講じる必要があります。また、施設の老朽化が進んでいることから、将来的な施設の更新については適切な時期を見据えた検討を進める必要があります。

3 最終処分の課題

行政組合の保有する一般廃棄物最終処分場は、昭和 60 年からの供用となっています。令和 6 年度末時点で残余容量は 16,441m³ となっており、ここ数年の埋立実績から推計すると令和 10 年度中に満量となる見込みです。そのため、現在一般廃棄物第 2 最終処分場整備事業を進めていることから、対象事業を適切に進めていく必要があります。

また、処分場を延命する観点からも、ごみ排出量の抑制や資源化を行うとともに、今後も環境保全に留意しつつ適正な維持管理を行う必要があります。

4 災害廃棄物処理の課題

本市及び行政組合では、直近で令和元年東日本台風由来の災害廃棄物を処理した経験があります。災害発生時は、本市が定めた災害廃棄物処理計画に基づき、行政組合と連携し、災害廃棄物を迅速かつ円滑に処理する必要があります。

第 4 章 将来ごみ量の予測

第 1 節 人口の将来値設定

本市における人口の将来予測を表 2-4-1 及び図 2-4-1 に示します。

令和 6 年度現在の本市の人口は 45,880 人となっていますが、令和 6 年度以降も減少し、計画目標年度である令和 22 年度では、31,393 人と予測されます。

表 2-4-1 人口の将来予測

年度		宮古市
実績	R2	50,755
	R3	49,500
	R4	48,235
	R5	47,033
	R6	45,880
予測	R7	44,795
	R8	43,736
	R9	42,705
	R10	41,699
	R11	40,718
	R12	39,762
	R13	38,829
	R14	37,919
	R15	37,031
	R16	36,165
	R17	35,320
	R18	34,495
	R19	33,691
	R20	32,906
	R21	32,140
	R22	31,393

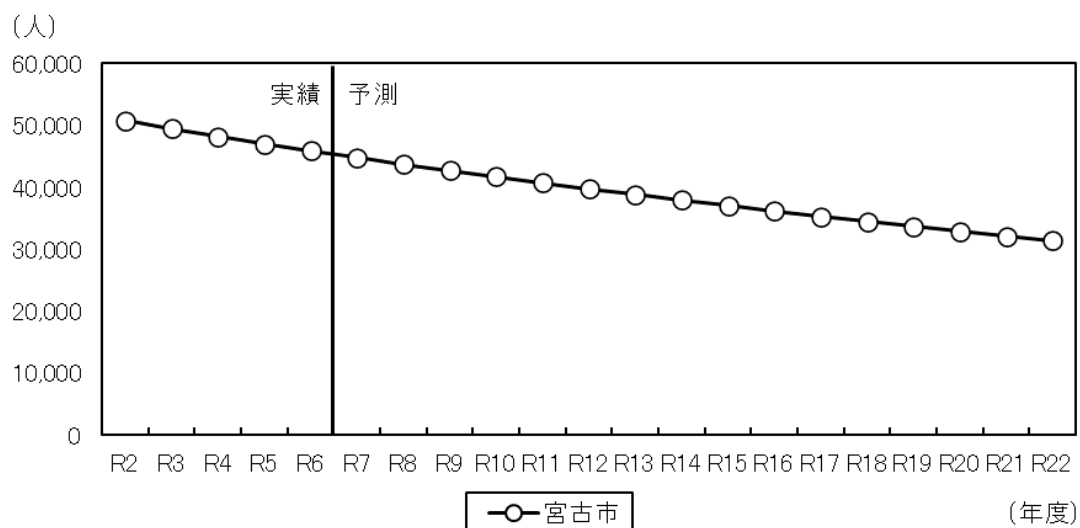


図 2-4-1 人口の将来予測

第 2 節 ごみ量の将来予測

現状施策のまま推移した場合（新たな減量施策を実施しない場合）におけるごみ量の将来予測結果を表 2-4-2 及び図 2-4-2 に示します。

本市においては、計画目標年度である令和 22 年度予測値は 13,614t となっており、令和 6 年度実績値 17,222.609t に対し、3,600t 程度（約 21%）減少する見込みとなっています。

表 2-4-2 ごみ量の将来予測（現状施策のまま推移した場合）

単位：t

項目	実績					予測			
						計画 初年度	中間 目標年度		計画 目標年度
						—	前期	中期	後期
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和8年度	令和12年度	令和17年度	令和22年度
宮古市	19,491.267	18,898.207	18,348.005	17,498.649	17,222.609	16,826	15,792	14,661	13,614
生活系ごみ	13,661.723	13,164.857	12,534.603	11,891.241	11,510.236	11,127	10,116	9,010	7,987
事業系ごみ	5,527.780	5,456.630	5,541.240	5,341.410	5,450.110	5,444	5,444	5,444	5,444
集団回収	301.764	276.720	272.162	265.998	262.263	255	232	207	183

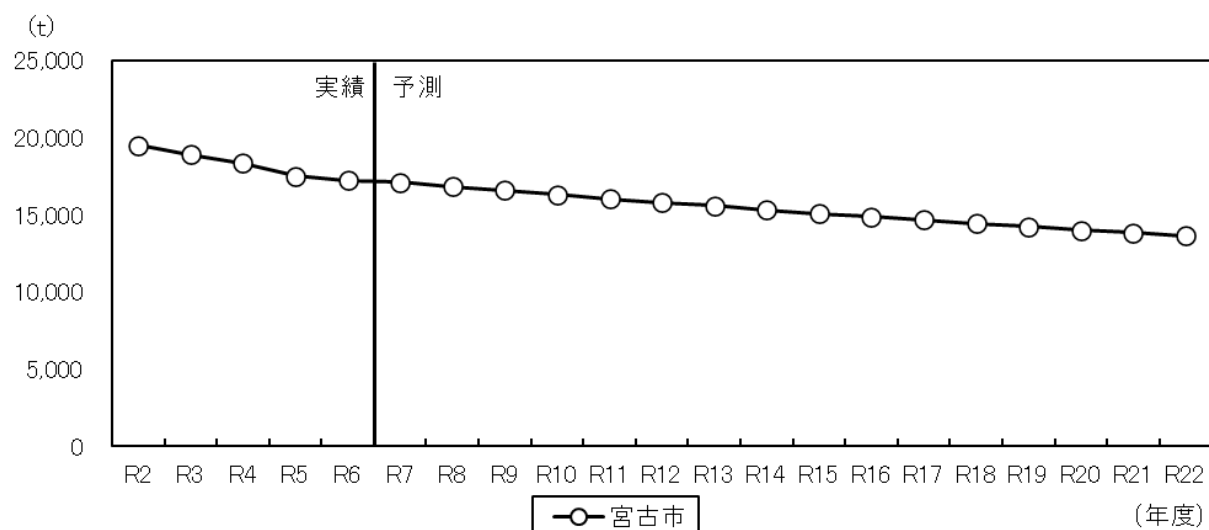


図 2-4-2 ごみ量の将来予測（現状施策のまま推移した場合）

第 5 章 ごみ処理基本計画

第 1 節 ごみ処理の基本方針

ごみ処理基本計画の基本方針は、前計画と同様に、以下のとおりとします。

基本理念 資源循環型社会の形成

方針 1 4 R の推進によるごみの減量・資源化の促進

4 R（リフューズ・リデュース・リユース・リサイクル）の推進による普及啓発などを通じ、住民、事業者、行政でパートナーシップを構築し、一体となっておみ分別徹底などを推進し、ごみの減量化や資源化を図ります。

方針 2 ごみの適正処理の推進

4 R を推進したうえで最終的に排出されるごみの処理処分は、ごみの量・質などの変化に応じ、収集運搬、中間処理及び最終処分を効率的で効果的に行います。また、安全かつ安定した適正な処理処分を行うとともに、環境負荷の低減も図ります。

方針 3 計画的な施設整備の推進

行政組合と連携し、最終処分場の適正な維持管理と、第 2 最終処分場の整備に向けた取組を進めます。また、汚泥混焼施設やみやこ広域リサイクルセンター等の施設の老朽化が進んでいることから、持続可能な適正処理の確保に向け、計画的な維持管理及び更新を推進し、施設の長寿命化・延命化を図ります。

なお、宮古清掃センターについては、適正な運転を継続しながら、令和 20 年度を目途に建て替えを検討します。

方針 4 災害時における行政組合等との連携

東日本大震災や平成 28 年台風第 10 号、令和元年東日本台風を踏まえ、災害時における処理処分は、国、県、行政組合及び構成町村等と連携し、処理体制の構築を図ります。

第 2 節 将来のごみ処理の流れ

計画目標年度である令和 22 年度におけるごみの処理・処分の流れを図 2-5-1 に示します。

なお、令和 20 年度を目途に焼却施設の建て替えを検討していますが、現時点では詳細が決まっていないため、本計画の見直しと併せて適宜更新することとします。

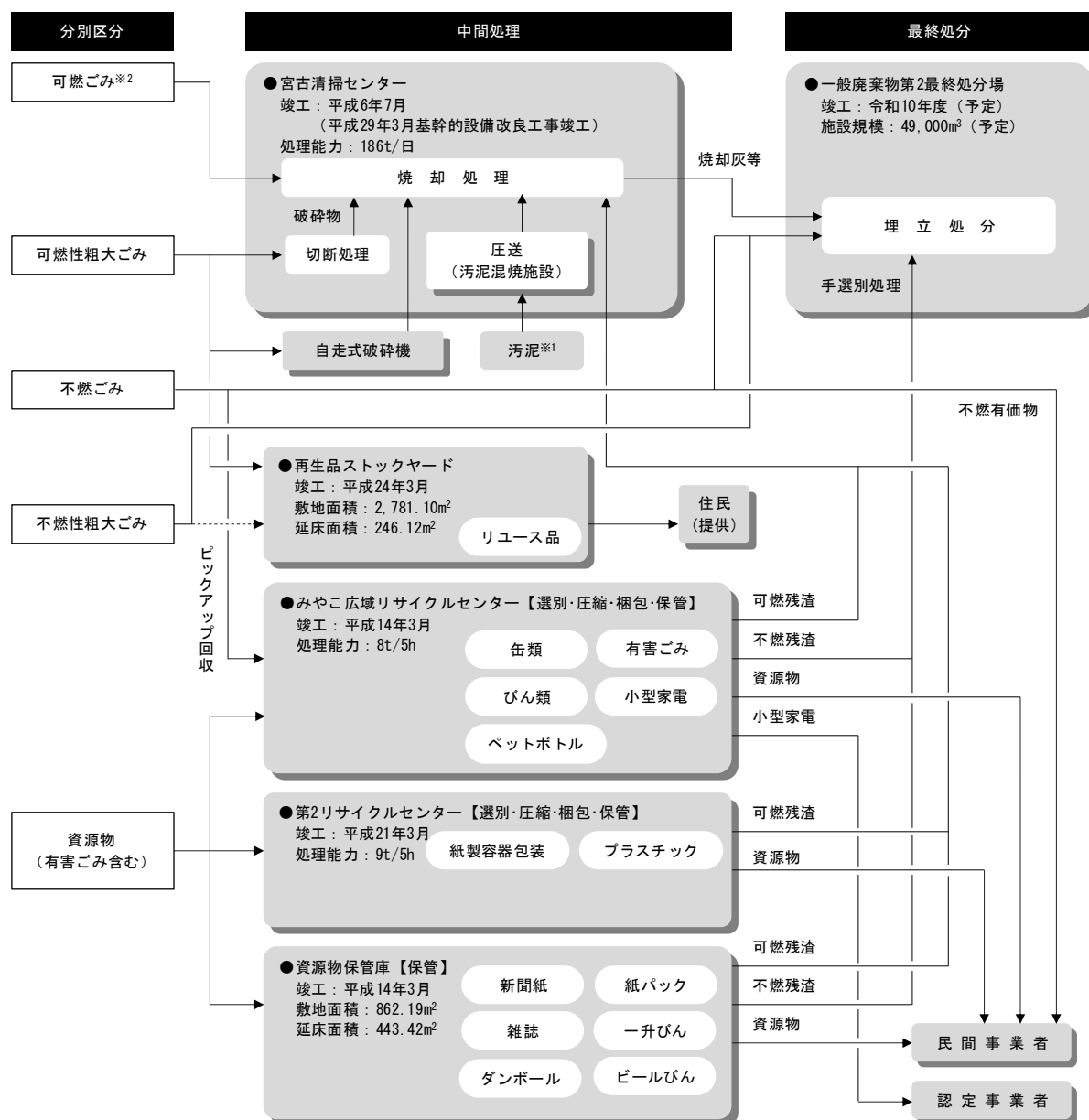


図 2-5-1 ごみ処理・処分の主な流れ（令和 22 年度）

第 3 節 数値目標の設定

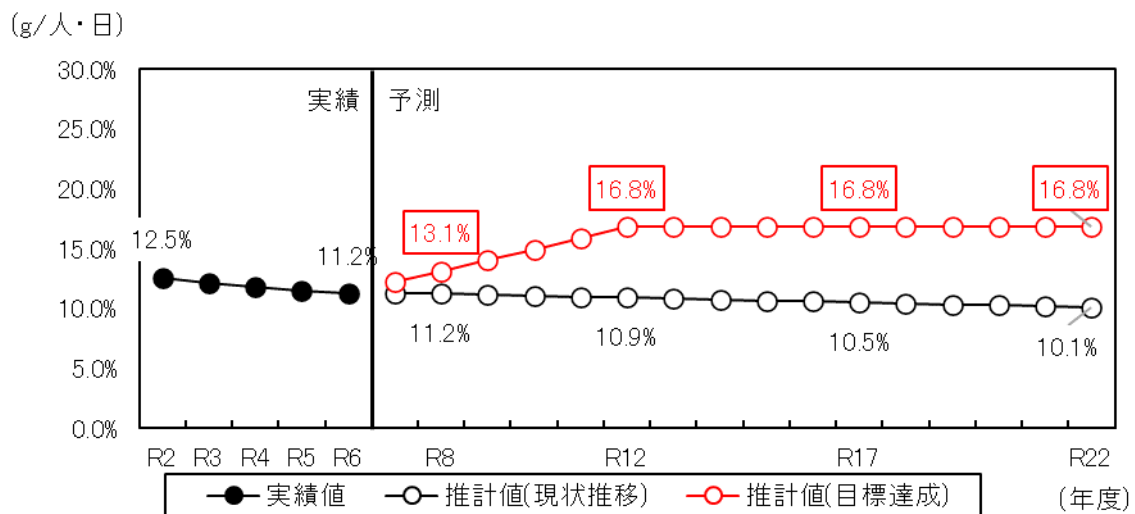
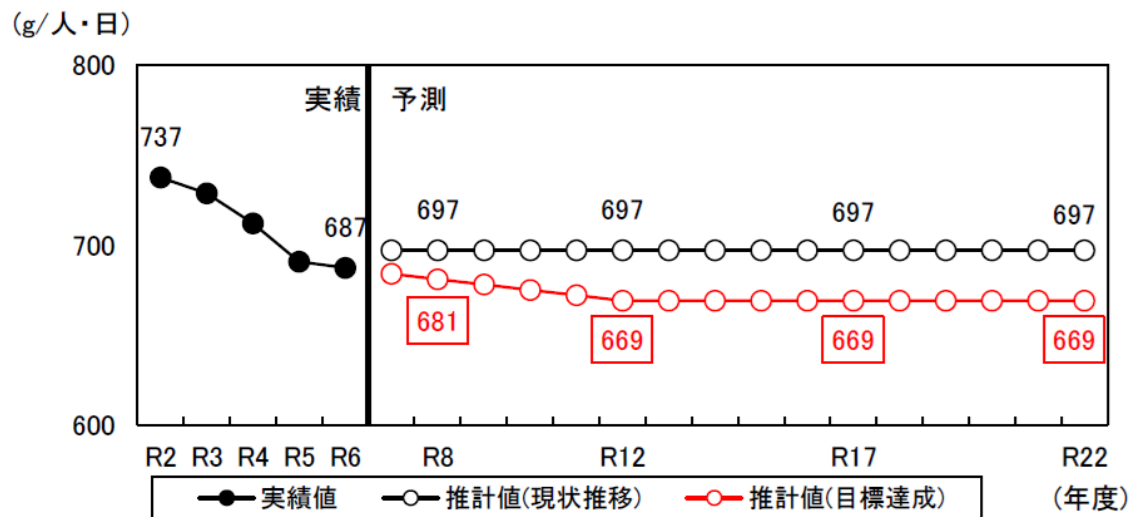
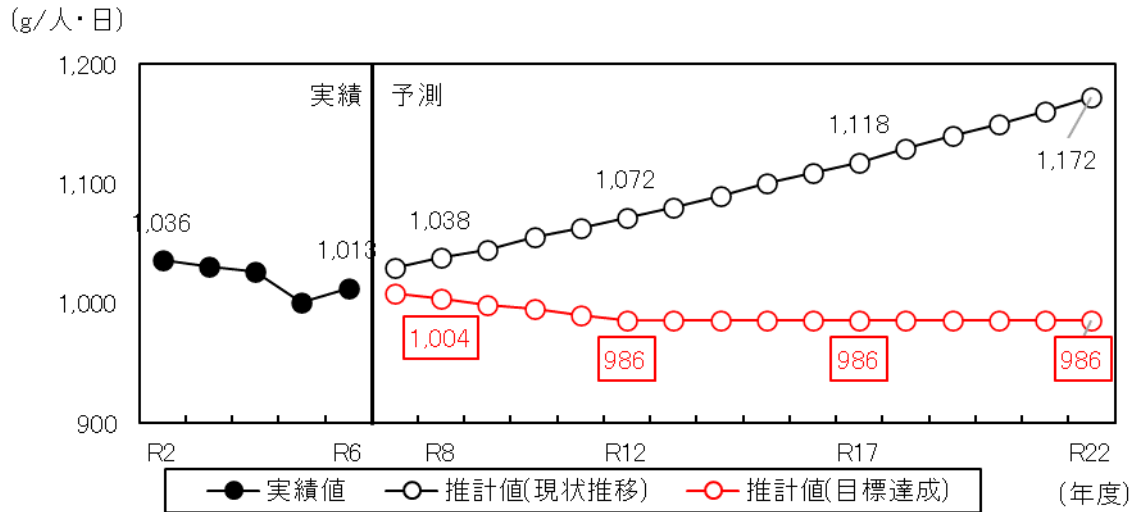
本市では、基本理念である「資源循環型社会の形成」を目指すため、数値目標を表 2-5-1 に、数値目標の推移を図 2-5-1 から図 2-5-3 に定めました。

指標は前計画と同様に、①1 人 1 日当たりのごみ排出量（集団回収を除く）、②1 人 1 日当たりの生活系ごみ排出量（集団回収を除く）、③リサイクル率とします。

計画目標年度である令和 22 年度における①1 人 1 日当たりのごみ排出量は 986g/人・日、②1 人 1 日当たりの生活系ごみ排出量は 669g/人・日、③リサイクル率は 16.8%を目標とします。

表 2-5-1 数値目標

指標			数値目標(R22)	現状(R6)
目 標	①	1 人 1 日当たりのごみ排出量 ※集団回収を除く	986 g	1,013 g
	②	1 人 1 日当たりの生活系ごみ排出量 ※集団回収を除く	669 g	687 g
	③	リサイクル率	16.8 %	11.2 %



第 4 節 目標達成のための将来ごみ量の設定

前項の目標達成に向けた施策を実施した場合におけるごみ量の将来予測結果を表 2-5-2 及び図 2-5-5 に示します。

本市においては、計画目標年度である令和 22 年度予測値は 11,481t となっており、令和 6 年度実績値 17,222.609t に対し、5,700t 程度（約 33%）減少させる計画となります。

表 2-5-2 ごみ量の将来予測（目標達成に向けた施策を実施した場合）

単位：t

項目	実績					予測			
						計画 初年度	中間 目標年度		計画 目標年度
						—	前期	中期	後期
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和8年度	令和12年度	令和17年度	令和22年度
宮古市	19,491.267	18,898.207	18,348.005	17,498.649	17,222.609	16,282	14,542	12,953	11,481
生活系ごみ	13,661.723	13,164.857	12,534.603	11,891.241	11,510.236	10,871	9,709	8,648	7,666
事業系ごみ	5,527.780	5,456.630	5,541.240	5,341.410	5,450.110	5,156	4,601	4,098	3,632
集団回収	301.764	276.720	272.162	265.998	262.263	255	232	207	183

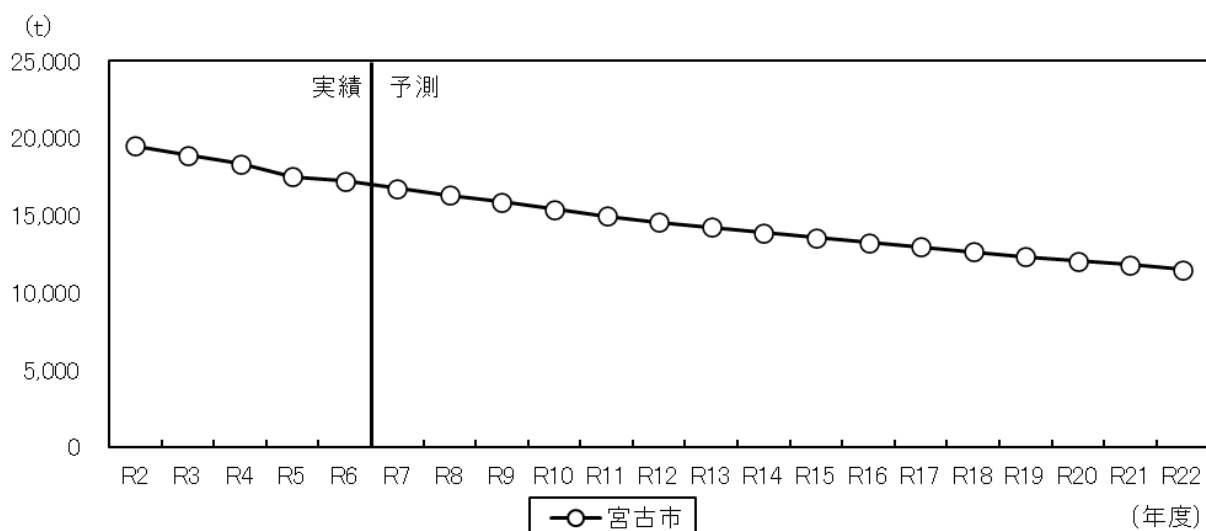


図 2-5-5 ごみ量の将来予測（目標達成に向けた施策を実施した場合）

第 5 節 目標達成のための施策

1 ごみの排出抑制のための方策に関する事項

(1) 生活系ごみの排出抑制・資源化

ア 生ごみの減量化・資源化

生ごみは、本市における燃やせるごみの半分以上を占め、一般的に約 8 割が水分と言われています。

生ごみの減量化については、食べ残しや賞味期限切れによる廃棄、調理過程で出てくる調理くずを減らす食品ロス削減に努めます。さらに、平成 21 年度から実施している「ひとしぼり運動」をより強化し、発生した生ごみの水切りの徹底を図ります。また、生ごみを堆肥化、減容化させる生ごみ処理機等の購入助成制度の活用を促進します。

イ 分別の徹底

分別の徹底に当たっては、分別方法について住民に理解してもらうことが重要です。

そのため、分別方法等についての子供や高齢者にも分かりやすいマニュアルの作成や分別の状況、効果などをホームページ等に掲載するなど、広報活動を積極的に行うことで、住民の分別意識の向上を図ります。

ウ 集団回収の推進

集団回収事業を継続し、本事業を通じて地域コミュニティの形成に役立て、地域団体の育成を図るとともに、資源回収の促進を図ります。また、集団回収への助成を継続実施します。

エ 生活系ごみの有料化の検討

行政組合では、平成 9 年 10 月 1 日（平成 16 年 7 月 1 日改定）から、一定量以上の直接持込みごみに対してごみ処理手数料を徴収していますが、今後も必要に応じて見直しを検討するとともに、収集ごみについても排出量に対する負担の公平という観点から、必要に応じてごみ有料化の導入も検討することとしています。

なお、検討に当たっては、行政組合及び構成町村と連携を図り、県内外の動向を踏まえて行います。

オ 資源回収業者の確保

地域で回収された資源が、円滑に資源回収業者に引き渡されるよう必要に応じて業者との連絡・調整を行います。

カ 再資源化収集品目の周知徹底

平成 27 年 4 月から開始した使用済み小型家電や令和 6 年 4 月から開始したプラスチック使用製品廃棄物の回収について、回収品目等を周知徹底します。

キ リユースの継続・推進

行政組合と連携し、再生品ストックヤードを活用した、粗大ごみからの再生利用可能な物の回収と住民への提供を継続して行います。また、地域内のリサイクルショップやフリーマーケット等の情報を住民へ提供することで、さらなるリユースを推進します。

(2) 事業系ごみの排出抑制・資源化

ア 排出者責任の徹底

事業活動に伴い排出される廃棄物は、事業者が自らの責任において適正処理することが法律により義務づけられているため、事業者に対しては、排出者責任の徹底を周知します。

イ 事業系ごみの適正処理の推進

事業系ごみが生活系ごみへ混入している場合があるため、事業系ごみを適正に処理するよう行政組合と連携し、監視・指導を徹底します。

なお、行政組合では、処理施設での積載物の検査を引き続き実施するなど、産業廃棄物の不適正な処理や受入基準を満足しない搬入が行われないよう事業系ごみの適正処理を推進することとしています。

ウ 多量排出事業者への適正処理及び減量化指導

事業系ごみを多量に排出する事業者に対しては、ごみ減量化・資源化計画の作成を求め、同計画に基づき、本市において実施状況を管理・指導することにより排出抑制を推進します。また、それ以外の事業者についても、必要に応じて、分別・減量資源化を促します。

エ 事業系ごみの排出抑制・資源化の推進

生ごみの減量に対し、病院・介護施設・ホテル・給食センター・飲食店等の生ごみの排出が多い事業者については、食べ残しや調理くずを減らす工夫をするなど、生ごみの減量化・資源化を促進するよう協力を働きかけます。

また、宴会等での食べ残しを削減するため、最初の 30 分と最後の 10 分は席で料理を楽しむ「3010 運動」を推進します。

食品関連事業者（製造、流通、外食等）については、食品リサイクル法に基づき事業者ごとに定める再生利用等実施率を達成するよう働きかけます。

小売店や事務所等では、書類等の紙類の排出が多い傾向にあることから、デジタル化を推進するなど紙類の使用を減らした上で、資源化を促進し、さらに、過剰包装を自粛することで、包装廃棄物の排出を抑制するよう協力を求めます。

オ 公共施設における減量化の推進

公共施設は、他の事業所のモデルとなるべく、自ら率先して資源化、減量化に取り組めます。

(3) 啓発・連携事業

ア パートナーシップの形成

行政組合及び構成町村と排出抑制・資源化施策などの情報を共有し、ごみの減量化・資源化の取組を推進します。

また、廃棄物減量等推進審議会や、きれいなまち推進員配置などの推進体制を維持するとともに、定期的な「地区清掃」、「道路・河川・海辺などの美化清掃」などを通じて、住民と協働して清潔できれいなまちづくりを推進します。

イ 住民・事業者への情報提供及び意識啓発

住民及び事業者に対し、ごみ量や処理・処分施設の稼働状況といった基本情報に加え、ごみの収集から処分までにかかるコストや環境負荷、ごみ減量に関するイベントなど、多岐にわたる情報をホームページ等でわかりやすく提供します。また、これらの情報提供と併せて、ごみ問題への関心や4Rの推進によるライフスタイルの転換など、ごみの減量化・資源化への意識啓発を実施します。

ウ 環境にやさしい買い物の普及促進

商品購入時におけるマイバッグ持参運動や詰め替え品、長い間使える製品、リサイクル可能な商品、製品などの環境にやさしい商品の購入といった4R行動の実践を呼びかけ、商品購入段階からのごみの排出抑制を推進します。

エ 環境教育・環境学習の推進

小学生等の若い世代に対する環境教育は、その保護者世代に対する環境教育に繋がるとともに、世代の交代による将来的なライフスタイルの変化にも繋がります。

本市においては、ごみに関する地域座談会、勉強会、ごみ処理施設等の見学会、リサイクル分別体験など、ごみ問題を身近な自分の問題として学校や地域ぐるみで考え、学び、実践する生涯学習としての取組を推進します。

また、行政組合と連携し、環境学習の一環として、ポスターコンクールの開催や宮古清掃センター、みやこ広域リサイクルセンター、第2リサイクルセンター及び一般廃棄物最終処分場等の施設見学の依頼にも積極的に対応します。

オ 不法投棄防止の推進

県、警察等と連携を強化し、不法投棄防止に向けて、きれいなまち推進員によるパトロールを強化するなど、監視体制の強化を図ります。

2 分別して収集するものとしたごみの種類及び分別の区分

(1) 分別収集の基本的な考え方

ア 生活系ごみ

一般廃棄物の標準的な分別収集区分を表 2-5-3 に示します。

本市の分別収集区分は、処理システムの指針で示されている標準的な分別収集区分のうち、類型Ⅱに該当します。

本計画では、現状の分別区分を継続することとします。

表 2-5-3 処理システム指針における一般廃棄物の標準的な分別収集区分と宮古市の適合状況

標準的な分別収集区分		類型Ⅰ	類型Ⅱ	類型Ⅲ
①資源回収する 容器包装	①-1 アルミ缶・スチール缶	○	○	○
	①-2 ガラスびん	○	○	○
	①-3 ペットボトル	○	○	○
	①-4 プラスチック製容器包装	—	○	○
	①-5 紙製容器包装	—	○	○
②資源回収する古紙類・布類等の資源ごみ（集団回収含む）		○	○	○
③資源回収する生ごみ、廃食用油等のバイオマス		—	—	○
④小型家電		—	○※1	○
⑤燃やすごみ（廃プラスチック類を含む）		○	○	○
⑥燃やさないごみ		○	○	○
⑦その他専用の処理のために分別するごみ		○	○※2	○
⑧粗大ごみ		○	○	○

※1 公共施設でのボックス回収及び不燃ごみからのピックアップ回収を実施。

※2 有害ごみを指す。

イ 事業系ごみ

事業系ごみは、燃やせるごみ、燃やせないごみ、従業員の個人消費による缶・びん・ペットボトルの資源物及び特定産業廃棄物を収集しており、現状の分別区分を継続することとします。

(2) 今後のごみの分別区分

本市における令和 8 年度以降のごみの分別区分を表 2-5-4 に示します。

表 2-5-4 ごみの分別区分（令和 8 年度以降）

分別区分		具体例
燃やせるごみ(可燃ごみ)		生ごみ類・布類・革製品類・木類・靴
燃やせないごみ(不燃ごみ)		ガラス類・金属類・陶器類等
粗大ごみ	可燃性粗大ごみ	家具類・布団類等
	不燃性粗大ごみ	スチール棚・自転車・スキー板等
資源物	ペットボトル	ペットボトルマークの付いているボトル
	缶類	スチール缶・アルミ缶
	びん類	無色・茶色・その他の色・リターナブルびん
	紙類	新聞紙・雑誌・ダンボール・飲料用紙パック
	紙製容器包装	紙袋・紙箱類・紙カップ・紙トレイ類・台紙類
	プラスチック	プラスチック製容器包装(ボトル類・袋類・ふた類・トレイ・カップ類・パック類・ネット類・緩衝材類)、製品プラスチック(バケツやハンガー等プラスチック 100%のもの)
	有害ごみ	乾電池・蛍光灯・水銀体温計・水銀血圧計
	小型家電	携帯電話類・パソコン類・デジタルカメラ類、映像機器等

3 ごみの適正処理及びこれを実施する者に関する基本的事項

(1) 収集・運搬計画

本市における令和8年度以降の収集運搬計画を表2-5-5に、収集運搬に係る施策をアからカに示します。

ごみの収集運搬は、市町村が引き続き主体となり行います。

なお、収集運搬計画の見直しを適宜実施していくこととします。

表 2-5-5 ごみの収集運搬計画（令和8年度以降）

地域		収集頻度				収集方式	収集車両
		可燃	不燃	粗大	資源		
宮古市	宮古地域	2回/週	1回/月	3回/年	ﾌﾗ1回/週 その他2回/月	ステーション方式 粗大:戸別収集	機械車 平ボディ
	田老地域	2回/週	1回/月	2回/年	ﾌﾗ2回/月 その他1回/月	ステーション方式	
	新里地域	2回/週	1回/月	2回/年	ﾌﾗ2回/月 その他1回/月	ステーション方式	
	川井地域	1回/週 ※7,8月は2回/週	1回/月	4回/年	ﾌﾗ2回/月 その他1回/月	ステーション方式	

※資源収集回数は、一品目当たりの回数。

ア 排出場所の適正管理

生活系ごみの排出場所の設置、移動、廃止は、本市が地区の要望を受け、収集効率等を考慮したうえで設置場所の適否を判断し、利用者（住民や自治会）が整備するものとします。排出場所は、利用者により清潔と美観を保持するよう協力を要請します。

イ ごみの収集運搬体制

住民及び事業者と密接な関わりを必要とする、ごみの分別排出、収集・運搬に関する事務事業は、本市が主体的な取り組みを図るものとします。

ごみの排出場所、積載量、収集回数、収集ルート、収集車両及び人員、将来排出予測量等を考慮し、適切で効率的な収集運搬体制を随時検討します。

ウ 収集サービスの向上

高齢者やハンディーのある方のごみ出しを支援するなど、住民のニーズに対応した収集サービスの実施を検討します。

また、住民と直接接点のある収集職員との情報交換及び情報共有により、収集現場における住民のニーズの把握に努め、収集サービスの向上を目指します。

エ 収集運搬従事者に対する指導等

行政組合と連携し、ごみの収集運搬に従事する作業者に対し一般廃棄物収集運搬従事者講習会を開催するなど、収集運搬の適正な実施と作業時の安全・衛生の確保並びに交通事故防止等に関する教育、指導を行います。

オ 低公害収集車両導入の促進

収集委託業者や事業者がごみの収集運搬に使用する車両に対して、環境にやさしい低公害車の導入を促進します。低公害車の導入に当たっては、低公害車の種類ごとの費用対効果や環境への影響等を考慮した上で、宮古市に適した低公害収集車両の導入を検討していきます。

カ 収集不適ごみに対する適正排出の徹底

分別の不備や処理困難物等の収集できないごみの排出があった場合には、「排出禁止シール」や「分別啓発シール」などを貼り、適正排出を徹底するとともに、住民に重点的な指導や啓発が出来るよう、収集職員に対し、教育・指導を行います。

(2) 中間処理計画

ごみの中間処理は、引き続き行政組合が主体となり行います。

行政組合における中間処理計画を表 2-5-6 及び表 2-5-7 に示します。

ア 焼却施設及びリサイクルセンターの適切な維持管理

各中間処理施設は、適切な維持管理や補修等を行っており、現段階では施設の運転管理に支障は生じていないことから、今後も適切な維持管理を継続し、ストックマネジメントの向上に努めます。

イ 次期焼却施設の整備

宮古清掃センターは基幹的設備改良工事を終了して更なる使用が可能になるよう対応していますが、施設全体としては経年使用による影響も大きいことから、次期ごみ処理施設の整備に向けた検討を進めます。

表 2-5-6 中間処理計画（焼却施設）（目標達成に向けた施策を実施した場合）

単位:t

項目	実績	予測			
		計画 初年度	中間 目標年度		計画 目標年度
		—	前期	中期	後期
	令和6年度	令和8年度	令和12年度	令和17年度	令和22年度
焼却処理量	25,908.081	24,017	20,902	18,845	16,909
搬入量	19,376.370	17,736	15,096	13,508	12,010
可燃ごみ	19,345.510	17,704	15,065	13,479	11,982
公共下水道し渣	17.320	18	17	16	15
集落排水施設し渣	3.390	3	3	2	2
廃発泡スチロール	0.000	0	0	0	0
公衆浴場焼却灰	2.340	3	3	3	3
阻集器等回収油分	7.810	8	8	8	8
施設経由・発生ごみ	6,531.711	6,281	5,806	5,337	4,899
粗大ごみ破碎施設	1,598.011	1,428	1,250	1,115	990
污泥混焼施設	4,817.030	4,717	4,418	4,089	3,782
宮古衛生処理センター	64.850	76	73	71	69
リサイクルセンター	23.860	30	35	32	28
一般廃棄物最終処分場	20.850	22	22	22	22
施設共通可燃ごみ	7.110	8	8	8	8
可燃系災害廃棄物(台風等受入分)	0.000				
焼却残渣量	2,249.660	2,051	1,784	1,608	1,443
焼却灰	1,785.940	1,634	1,422	1,282	1,150
不燃物	388.830	351	305	275	247
鉄分	74.890	66	57	51	46

表 2-5-7 中間処理計画（リサイクルセンター）（目標達成に向けた施策を実施した場合）

単位：t

項目	実績	予測			
		計画 初年度	中間 目標年度		計画 目標年度
		—	前期	中期	後期
	令和6年度	令和8年度	令和12年度	令和17年度	令和22年度
処理量	2,188.976	2,377	2,718	2,428	2,162
みよこ広域リサイクルセンター	931.737	972	1,082	965	863
缶類	118.530	128	146	130	116
びん類	554.366	583	652	581	516
無色びん	179.071	191	216	190	171
茶色びん	297.312	310	345	310	276
その他びん	77.983	82	91	81	69
プラ類	221.337	225	245	218	199
ペットボトル	221.337	225	245	218	199
有害ごみ	29.393	30	33	31	27
乾電池	25.474	26	29	27	24
蛍光管	3.887	4	4	4	3
体温計・血圧計	0.032	0	0	0	0
小型家電(ボックス+ピックアップ回収)	8.111	6	6	5	5
第2リサイクルセンター	417.325	439	524	465	414
紙類	132.926	144	173	152	136
紙製容器包装	132.926	144	173	152	136
プラスチック	284.399	295	351	313	278
資源物保管庫	839.275	965	1,112	998	885
紙類	815.039	938	1,082	971	861
新聞紙	319.045	390	465	417	371
雑誌	231.638	256	287	256	226
ダンボール	257.953	286	323	291	258
飲料用紙パック	6.403	6	7	7	6
びん類(リターナブル)	24.236	27	30	27	24
一升びん	20.667	23	26	24	21
ビールびん	3.569	4	4	3	3
再生品ストックヤード	0.639	1	0	0	0
再生品(引渡量)	0.639	1	0	0	0

(3) 最終処分計画

ごみの最終処分は、引き続き行政組合が主体となり行います。

行政組合における最終処分計画を表 2-5-8 に示します。

ア 一般廃棄物第 2 最終処分場の整備

行政組合では、現在一般廃棄物第 2 最終処分場の整備事業を進めており、令和 10 年度内の供用開始を目指して対象事業を適切に進めていきます。

イ 最終処分場の適切な維持管理

令和 10 年度中に埋立満量が見込まれている一般廃棄物最終処分場及び現在整備事業を進めている第 2 最終処分場について、今後も行政組合が責任を持って適切に維持管理を行っていきます。

ウ 埋立対象物の減量

行政組合では、不燃ごみから小型家電や不燃有価物を回収し、処理段階での資源化を推進します。

表 2-5-8 最終処分計画（目標達成に向けた施策を実施した場合）

単位：t

項目	実績	予測			
		計画 初年度	中間 目標年度		計画 目標年度
		—	前期	中期	後期
	令和6年度	令和8年度	令和12年度	令和17年度	令和22年度
最終処分量※	3,212.380	2,990	2,622	2,361	2,120
搬入量	1,142.170	1,098	972	869	774
不燃ごみ	927.410	896	789	706	628
不燃性粗大ごみ	214.760	202	183	163	146
施設発生ごみ	2,310.319	2,112	1,845	1,668	1,503
宮古清掃センター	2,249.660	2,061	1,794	1,618	1,453
宮古衛生処理センター	51.460	44	44	43	43
リサイクルセンター	0.989	1	1	1	1
一般廃棄物最終処分場	7.770	6	6	6	6
施設共通不燃ごみ	0.440	0	0	0	0
不燃系災害廃棄物(台風等受入分)	0.000				
搬出量	240.109	220	195	176	157
不燃有価物	237.050	218	193	174	155
再生品(引渡量)	0.000				
小型家電(ピックアップ回収)	3.059	2	2	2	2
覆土量	1,060.085	987	865	779	700

※最終処分量＝（搬入量＋施設発生ごみ＋不燃系災害廃棄物(台風等受入分)）－搬出量

第 6 節 その他関連計画

1 漁業系一般廃棄物の処理

漁業系一般廃棄物は、宮古市、山田町、岩泉町、田野畑村が連名で定めた「動植物性残さによる漁業系廃棄物処理計画（令和 6 年 4 月）」に基づき処理を行います。

＜処理対象物＞

- ①カキ殻 ②ウニ殻 ③海藻残渣（ワカメ・コンブ） ④ホタテ貝殻
- ⑤養殖付着物（カキ・ホタテ）

2 災害廃棄物への対応

災害発生時は、「宮古市災害廃棄物処理計画」に基づき、行政組合と連携し、災害廃棄物を迅速かつ円滑に処理し、環境衛生の確保を図ります。

また、ごみ処理施設が被災、または処理能力以上の災害廃棄物の発生により処理が困難な場合には、「一般廃棄物処理に係る災害相互応援に関する協定」により周辺自治体に協力を要請し、処理ルートの確保を図ります。

3 火災ごみの処理

一般家庭の住宅火災により発生したごみは、被災者の申請により、宮古地区広域行政組合処理施設へ搬入できるものとします。

4 在宅医療廃棄物の処理

在宅医療廃棄物は、宮古市、山田町、岩泉町、田野畑村が連名で定めた「宮古地域在宅医療廃棄物処理計画（令和元年 12 月）」に基づき処理を行います。

＜処理対象物＞

- ①注射針等の鋭利な物
- ②その他の非鋭利な物（チューブ、ガーゼ、紙おむつ、空瓶 等）
- ③鋭利ではあるが安全な仕組みを持つ物（ペン型自己注射針 等）

5 海岸漂着物の処理

県が定めた「第 2 期岩手県海岸漂着物対策推進地域計画（令和 5 年 3 月）」に基づき、海岸管理者と連携し、海岸漂着物の適正処理を行います。

6 適正処理困難物

特別管理一般廃棄物等の適正処理困難物については、排出者が購入店や専門業者に処理を依頼することとします。

＜適正処理困難物＞

- ①家電リサイクル法の対象機器（テレビ、エアコン 等）
- ②消火器、ガスボンベ 等
- ③農薬、化学薬品 等
- ④バイク、ピアノ、建設廃材、感染性のあるごみ 等

7 共同事務のあり方の検討

行政組合と構成市町村で共同事務のあり方を協議していきます。

第 3 編 生活排水処理基本計画編

第 1 節 生活排水の処理体系

生活排水処理体系
計画処理区内人口
45,880人

下水道
し尿
生活雑排水
27,319人

集落排水施設
し尿
生活雑排水
597人

合併処理浄化槽
し尿
生活雑排水
7,006人

単独処理浄化槽
し尿
生活雑排水
71人

汲取し尿
し尿
生活雑排水
10,887人

公共下水道

脱水汚泥

汚泥混焼施設

宮古清掃センター

集落排水施設

浄化槽汚泥

宮古衛生処理センター
及び第2衛生処理場

処理水

処理水

処理水

処理水

処理水

未処理の生活雑排水

未処理の生活雑排水

公共用水域

57

第 2 節 生活排水の排出状況

過去 5 年の本市の生活排水処理形態別人口の実績を表 3-1-1 及び図 3-1-2 に示します。

表 3-1-1 生活排水処理形態別人口

単位：人（10月1日現在）

項目	年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
1. 計画処理区域内人口		50,755	49,500	48,235	47,033	45,880
2. 水洗化・生活雑排水処理人口		37,422	37,151	36,165	35,479	34,922
(1)合併処理浄化槽人口		7,076	6,942	7,163	6,958	7,006
(2)下水道人口		29,682	29,566	28,374	27,909	27,319
(3)コミュニティ・プラント人口		0	0	0	0	0
(4)集落排水施設人口		664	643	628	612	597
うち浄化槽処理人口		664	643	628	612	597
3. 水洗化・生活雑排水未処理人口 （単独処理浄化槽人口）		77	77	77	73	71
4. 非水洗化人口		13,256	12,272	11,993	11,481	10,887
(1)汲取し尿人口		13,256	12,272	11,993	11,481	10,887
(2)自家処理人口		0	0	0	0	0

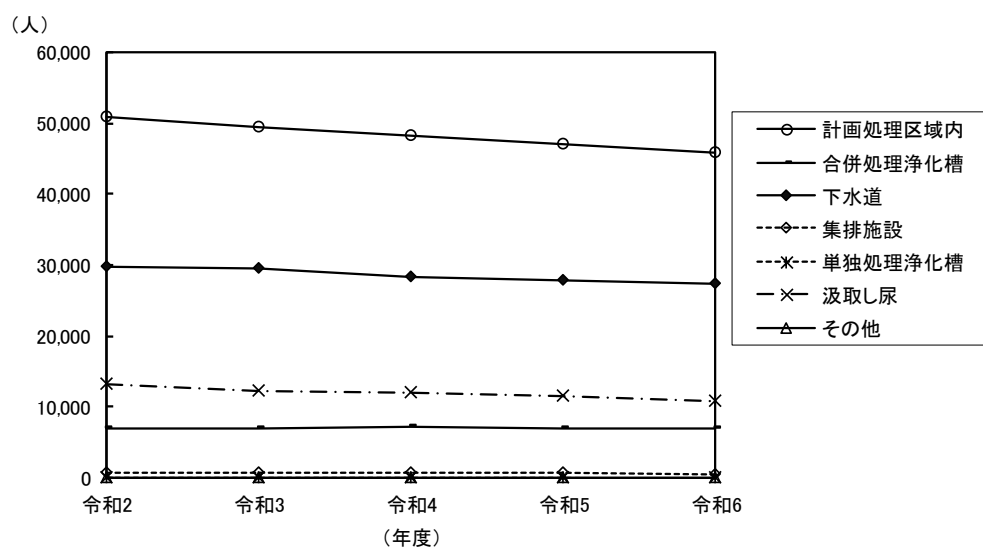


図 3-1-2 生活排水処理形態別人口

第 3 節 生活排水の処理主体

本市における生活排水の処理主体を表 3-1-3 に示します。

集合処理施設としては、公共下水道及び農業集落排水施設・漁業集落排水施設（以下「集落排水施設」）が整備され、生活排水の処理が行われています。

個別処理施設としては、合併処理浄化槽及び単独処理浄化槽があり、浄化槽の設置者である個人等が処理主体となっています。

本市から発生するし尿、浄化槽汚泥は、行政組合のし尿処理施設である「宮古衛生処理センター及び第 2 衛生処理場」において処理を行っています。

表 3-1-3 生活排水の処理主体

処理施設の種類	対象となる生活排水の種類	処理主体
公共下水道	し尿及び生活雑排水	宮古市
集落排水施設	し尿及び生活雑排水	宮古市
合併処理浄化槽	し尿及び生活雑排水	宮古市、個人等
単独処理浄化槽	し尿	個人等
し尿処理施設	し尿、浄化槽汚泥	行政組合

第 4 節 生活排水処理率

過去 5 年の本市における生活排水処理率※の推移を表 3-1-4 及び図 3-1-3 に示します。

本市では、計画処理区域内人口及び生活排水処理人口が減少傾向となっている中で、生活排水処理率は増加しています。

表 3-1-4 生活排水処理率の推移

年度	項目 計画処理区域内人口 (人)	生活排水処理人口 (人)	生活排水処理率 (%)
令和2年度	50,755	37,422	73.7
令和3年度	49,500	37,151	75.1
令和4年度	48,235	36,165	75.0
令和5年度	47,033	35,479	75.4
令和6年度	45,880	34,922	76.1

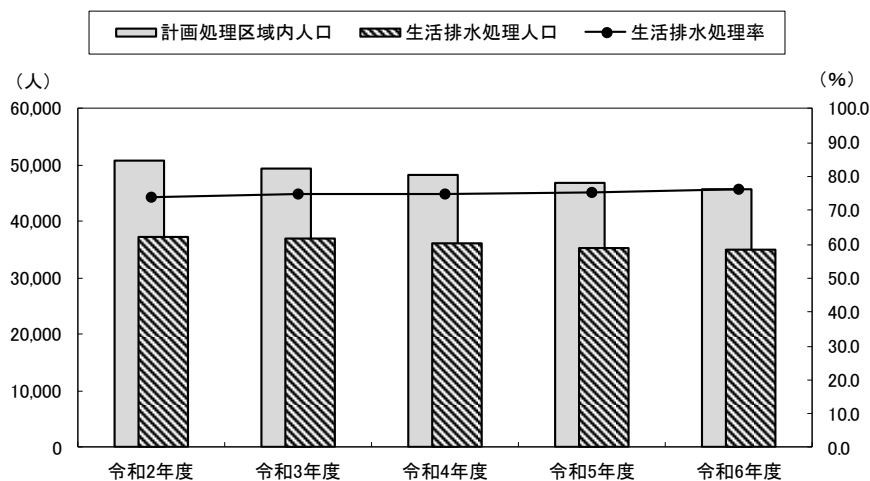


図 3-1-3 生活排水処理率の推移

※生活排水処理率

生活排水（し尿、生活雑排水）が全て処理されている人口である生活排水処理人口（公共下水道人口、集落排水施設人口、合併処理浄化槽人口）の計画処理区域内人口に対する割合。

$\text{生活排水処理人口（人）} \div \text{計画処理区域内人口（人）} \times 100 (\%)$

第 2 章 し尿・汚泥収集等の状況

第 1 節 し尿等の収集運搬状況

1 収集対象

本市全域のし尿及び浄化槽汚泥を収集対象としています。

2 収集運搬の状況

(1) 搬入量

本市の過去 5 年のし尿及び浄化槽汚泥の搬入量実績を表 3-2-1 及び図 3-2-1 に示します。

し尿は、令和 2 年度から令和 6 年度にかけて減少しています。

浄化槽汚泥は令和 5 年度を除き、令和 2 年度から令和 6 年度にかけて減少しています。

また、1 日当たりの搬入量は令和 6 年度で 60.7L/日となっており、計画処理能力である 137kL/日に対して 44.3%の搬入率を示しています。

なお、浄化槽汚泥混入率は令和 6 年度で 28.2%となっています。

表 3-2-1 し尿及び浄化槽汚泥の搬入量実績

項 目 年 度	搬 入 量 ^{※1}			浄化槽汚泥 混入率 ^{※2} (%)	1 日当たり搬入量 (365 日平均)	
	し尿	浄化槽汚泥	合計		搬入量	搬入率 ^{※3}
	(kL/年)	(kL/年)	(kL/年)		(kL/日)	(%)
令和2年度	19,163	6,898	26,061	26.5	71.4	52.1
令和3年度	17,834	6,804	24,638	27.6	67.5	49.3
令和4年度	16,962	6,588	23,550	28.0	64.5	47.1
令和5年度	16,396	6,713	23,108	29.0	63.3	46.2
令和6年度	15,914	6,238	22,152	28.2	60.7	44.3

※1：宮古衛生処理センター及び第 2 衛生処理場への搬入量

※2：し尿及び浄化槽汚泥の搬入量合計に対する浄化槽汚泥の搬入割合

※3：宮古衛生処理センター及び第 2 衛生処理場の計画処理能力（137kL/日）に対する比率

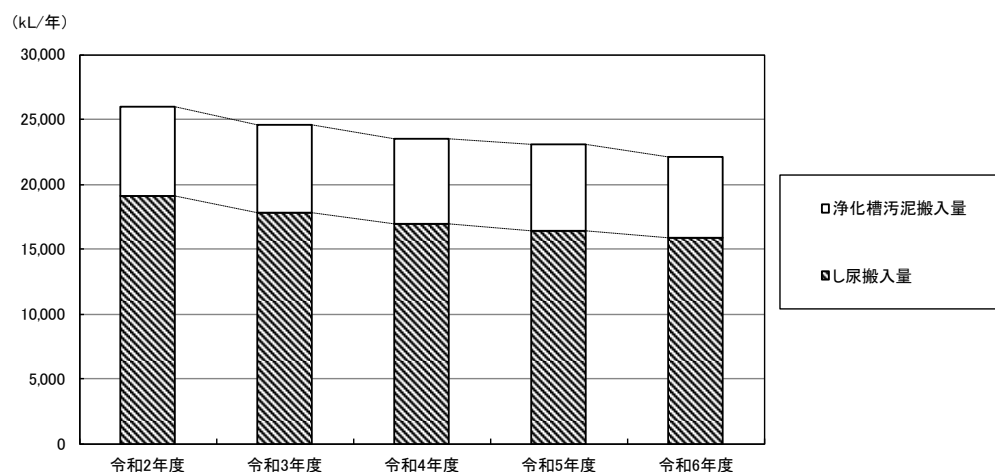


図 3-2-1 し尿及び浄化槽汚泥の搬入量実績

(2) 収集運搬の実施主体

し尿及び浄化槽汚泥は、許可業者 6 社（業者所在地：宮古地域：3 社、田老地域：1 社、新里地域：1 社、川井地域：1 社）が収集運搬しています。

(3) 収集運搬機材

し尿及び浄化槽汚泥は、バキューム車にて収集運搬しています。

(4) 収集方法

し尿の収集は定期又は申込の都度の個別収集、浄化槽汚泥の収集は、浄化槽清掃の都度の収集としています。

(5) 収集料金

許可業者のし尿、浄化槽汚泥の汲取料金は、180L まで 1,480 円で 180L を超える場合は 18L またはその端数ごとに 148 円です。

第 2 節 し尿処理の状況

1 し尿処理施設の概要

行政組合が保有するし尿処理施設の概要を表 3-2-2 に、中継施設の概要を表 3-2-3 に、施設・中継施設の位置図を図 3-2-2 に示します。

処理工程は、搬入されたし尿及び浄化槽汚泥を受入貯留設備で沈砂及びし渣を除去した後に、標準脱窒素処理を行い、加圧浮上・オゾン酸化・砂ろ過による高度処理を行った後に消毒・放流しています。なお、受入貯留設備で除去したし渣と、処理で発生した汚泥は脱水後に場外搬出し、清掃センターにて混焼しています。また、沈砂は洗浄後場外搬出し、一般廃棄物最終処分場に埋立処分を行っています。

表 3-2-2 施設の概要

施設名	宮古衛生処理センター	第 2 衛生処理場	予備貯留槽
所在地	岩手県宮古市千徳第 14 地割 121 番地 5	岩手県宮古市千徳第 14 地割 121 番地 2	岩手県宮古市千徳第 14 地割 121 番地 2
面積	敷地面積:10,316m ²	敷地面積:3,400m ²	
竣工	昭和 63 年 11 月※	平成 11 年 3 月※	平成 7 年 9 月
施設規模	74kL/日	63kL/日	500m ³ (270m ³ + 230m ³)
処理方式	標準脱窒素処理方式 +高度処理	標準脱窒素処理方式	—
処理水	二級河川 閉伊川	宮古衛生処理センターの高度 処理設備へ	—

※ 平成 30 年 3 月に基幹的設備改良工事が完了

表 3-2-3 中継施設の概要

施設名	宮古市(川井地域) 中継貯留槽	岩泉町中継貯留槽	田野畑村中継貯留槽
所在地	岩手県宮古市古田第1地割70番地3	岩手県下閉伊郡岩泉町乙重字乙茂207番地1	岩手県下閉伊郡田野畑村真木沢8番1
容量	50m ³ ×1槽	し尿 40 m ³ ×2槽 浄化槽汚泥 30 m ³ ×1槽	50 m ³ ×1槽

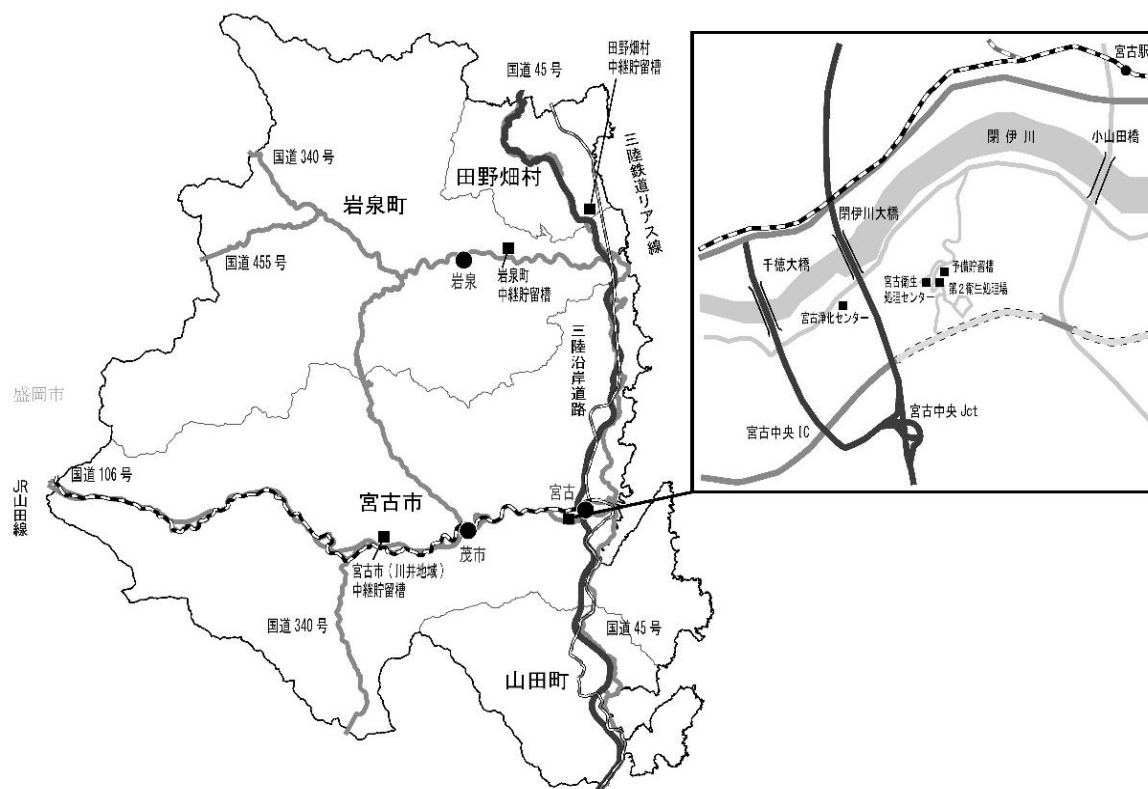


図 3-2-2 行政組合のし尿処理施設の位置

2 し尿処理に係る経費

行政組合及び構成市町村のし尿処理に係る経費を表3-2-4に示します。

環境省が実施している一般廃棄物処理実態調査結果によると、し尿処理経費は増加傾向を示しており、令和6年度のし尿処理経費は約2.75億円となっています。

また、処理対象人口1人当たり年間処理経費についても近年は増加傾向であり、令和6年度は1人当たり7,336円/人・年となっています。なお、処理対象人口とは合併処理浄化槽人口、集落排水施設人口のうちの浄化槽処理人口、単独処理浄化槽人口及び汲取り尿人口を指します。

表3-2-4 し尿処理に係る経費

単位:千円

項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
建設・改良費	0	11,330	0	13,543	15,887
工事費	0	11,330	0	13,543	15,887
収集運搬施設	0	0	0	0	0
中間処理施設	0	11,330	0	13,543	15,887
最終処分場	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0
調査費	0	0	0	0	0
処理及び維持管理費	213,669	203,807	232,636	244,754	255,008
人件費	18,542	19,010	18,617	20,639	21,698
一般職	18,542	19,010	18,617	20,639	21,698
技能職					
収集運搬	0	0	0	0	0
中間処理	0	0	0	0	0
最終処分	0	0	0	0	0
処理費	92,455	88,750	117,024	114,272	133,092
収集運搬費	0	0	0	0	0
中間処理費	92,455	88,750	117,024	114,272	133,092
最終処分費	0	0	0	0	0
車両等購入費	0	0	0	0	0
委託費	102,672	96,047	96,995	109,843	100,218
収集運搬費	43,713	43,444	43,199	42,724	42,902
中間処理費	58,959	52,603	53,796	67,119	57,316
最終処分費	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0
調査研究費	0	0	0	0	0
その他	4,399	2,469	3,224	6,378	3,952
合計	218,068	217,606	235,860	264,675	274,847
処理対象人口(人)	40,665	38,295	37,531	35,994	34,761
年間処理経費(千円/年)	213,669	203,807	232,636	244,754	255,008
処理対象人口1人当たり 年間処理経費(円/人・年)	5,254	5,322	6,199	6,800	7,336

出典:「一般廃棄物処理実態調査結果」

3 污水处理施設整備構想

県の生活排水処理に関する計画・目標を以下に整理します。

(1) いわて污水处理ビジョン 2025

「いわて污水处理ビジョン 2025（以下「污水处理ビジョン」という）」は、污水处理施設の整備等に関する計画をまとめたもので、計画期間は2035年までと設定しています。

策定にあたっては、まず市町村において、2023年度から2025年度にかけて、今後の污水处理施設の整備計画（アクションプラン）を策定しています。

2025年4月には、学識経験者や専門家の方々から成る「いわて污水处理ビジョン検討懇談会」を開催し、計5回にわたって検討を行っています。

また、2025年11月から12月にかけてパブリックコメントを実施しています。

最終的に、県関係部課と市町村で構成する「岩手県污水適正処理推進会議」に諮りながら協議・検討を進め、2026年3月に策定されたものです。

ア 基本理念

污水处理ビジョンでは、以下の6項目を基本理念として策定しています。

- ・水環境の保全、未来に引き継がれる豊かな自然
- ・快適で豊かに暮らせる生活環境の早期実現
- ・脱炭素、循環型社会形成の推進
- ・持続可能な污水处理の運営
- ・浸水不安のない街
- ・污水处理に関する普及啓発

イ 計画・目標

污水处理ビジョンのうち、污水处理施設の整備に係る計画・目標を表3-2-5に示します。

表 3-2-5 污水处理施設の整備に係る計画・目標

項目	内容
1	2035年度末までに集合処理区域整備の概ねの完了を目指します。 (目標値:整備面積 34,769ha(2024年度末) → 36,239ha(2035年度末))
2	污水处理の最適化を進め、浄化槽の希望する世帯への確実な整備を目指します。 (目標値:700基/年)

第 3 節 生活排水処理に係る課題

1 生活排水の適正処理

公共下水道処理区域内の地域に対して、公共下水道への接続を促し水洗化率を向上させる必要があります。

また、汲取り尿世帯に対しては、合併処理浄化槽や集落排水処理施設への接続を促し、生活排水処理率を向上させる必要があります。

2 し尿及び浄化槽汚泥の収集運搬体制の見直し

本市では、今後、人口減少等によりし尿及び浄化槽汚泥量は減少すると予測されることから、行政組合と協議しながら収集運搬体制の見直しを図る必要があります。

3 中間処理計画

本市のし尿及び浄化槽汚泥量は減少傾向にあることから、宮古衛生処理センター及び第2衛生処理場の処理能力が過大となることが想定されます。

また、老朽化が進行する機器・設備等の計画的な維持・補修を進めていく必要があります。

第 3 章 生活排水処理の将来予測

第 1 節 生活排水処理形態別人口の予測

本市における生活排水処理形態別人口の予測結果を表 3-3-1 及び図 3-3-1 に示します。

表 3-3-1 生活排水処理形態別人口の予測結果

項 目	年 度	令和6年度	令和12年度	令和17年度	令和22年度
1. 計画処理区域内人口		45,880	39,762	35,320	31,393
2. 水洗化・生活雑排水処理人口		34,922	30,972	27,747	24,857
(1)合併処理浄化槽人口		7,006	6,208	5,572	5,003
(2)下水道人口		27,319	24,220	21,676	19,399
(3)コミュニティ・プラント人口		0	0	0	0
(4)集落排水施設人口		597	544	499	455
3. 水洗化・生活雑排水未処理人口 (単独処理浄化槽人口)		71	56	51	46
4. 非水洗化人口		10,887	8,734	7,522	6,490
(1)汲取り尿人口		10,887	8,734	7,522	6,490
(2)自家処理人口		0	0	0	0

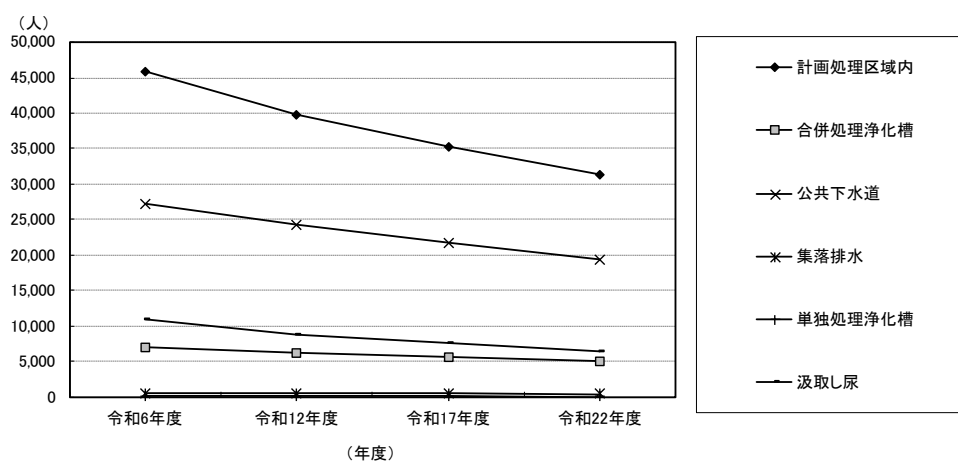


図 3-3-1 生活排水処理形態別人口の予測結果

第 2 節 し尿・浄化槽汚泥の搬入量の推計

行政組合が保有する宮古衛生処理センター及び第 2 衛生処理場で処理するし尿及び浄化槽汚泥の搬入量の予測結果を表 3-3-2 及び図 3-3-2 に示します。

表 3-3-2 搬入量の予測結果

項 目 年 度	搬 入 量		合 計 kL/日
	し尿 kL/日	浄化槽汚泥 kL/日	
令和4年度	76	30	106
令和5年度	73	31	104
令和6年度	71	29	100
令和7年度	63	31	94
令和8年度	60	31	91
令和9年度	58	30	88
令和10年度	57	30	86
令和11年度	55	29	84
令和12年度	54	29	82
令和13年度	52	28	80
令和14年度	50	27	78
令和15年度	49	27	76
令和16年度	48	26	74
令和17年度	46	26	72
令和18年度	44	26	70
令和19年度	43	26	68
令和20年度	41	26	67
令和21年度	40	25	65
令和22年度	38	25	63

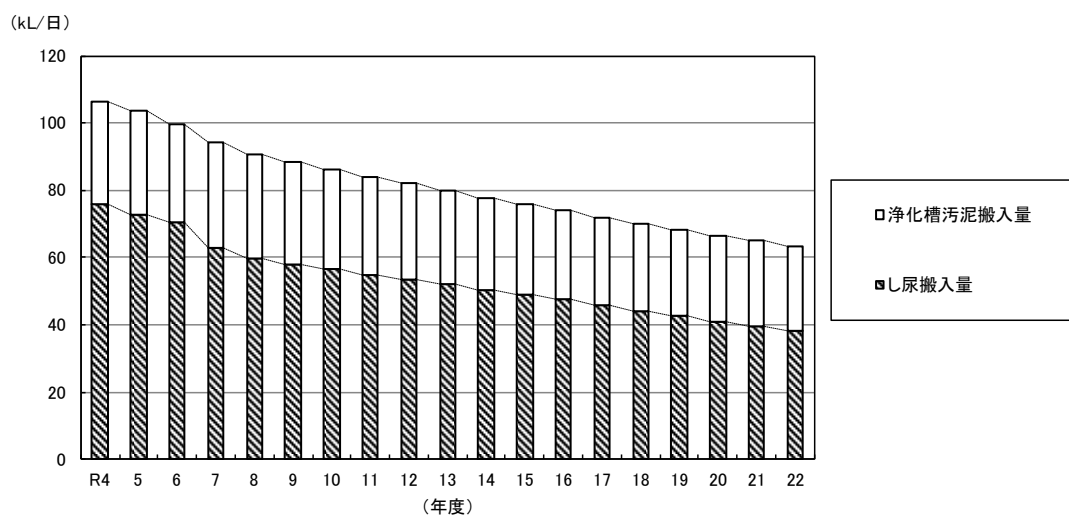


図 3-3-2 搬入量の予測結果

第 4 章 生活排水処理基本計画

第 1 節 生活排水処理の基本方針

本市における生活排水処理の基本方針を以下に示します。

1 公共下水道事業等の集合処理の推進

公共下水道については、整備済みの区域について接続（水洗化）を促すことで生活排水処理の向上を図ります。

集落排水施設については、未接続世帯の接続を促すとともに処理施設の適正な維持管理を継続していきます。

2 合併処理浄化槽の整備

公共下水道及び集落排水施設整備区域以外の地域においては、合併処理浄化槽により、生活排水処理率の向上を図ります。

合併処理浄化槽の設置を推進するため、本市で実施している市営浄化槽整備事業を継続します。

3 浄化槽の適正管理

浄化槽設置者等に対して、通常、設置者が浄化槽管理者となり、その浄化槽管理者の責任の下で維持管理をすることが法令で義務付けられていることを周知・徹底します。

適正な保守点検・清掃の実施や法定検査の受検等の重要性を理解・浸透させ、適切な維持管理を徹底させることにより、水質汚濁の防止を図ります。

4 生活雑排水処理の推進

生活雑排水が未処理で公共用水域に放流される単独処理浄化槽設置世帯、汲取し尿世帯については、公共下水道や集落排水施設等の処理区内であれば、それら集合処理施設への早期接続を促します。それ以外の区域であれば、合併処理浄化槽の設置等により、生活雑排水の適正処理を推進します。

5 汲取し尿及び浄化槽汚泥等の適正処理

行政組合が管理している宮古衛生処理センターは昭和 63 年度から第 2 処理場は平成 12 年度から稼働しており、平成 30 年 3 月に基幹的設備改良工事が完了しています。今後も引き続き、し尿及び浄化槽汚泥の搬入量、浄化槽汚泥混入率の変化、し尿処理施設の老朽化の状況を確認しながら、施設の安定稼働及び適切な維持管理に努めています。

6 生活排水を処理する区域

生活排水を処理する区域は、本市の全域とします。

第 2 節 生活排水の処理計画

1 処理の目標

本市の目標年次における生活排水処理の目標を表 3-4-1 に示します。

本市では、公共下水道への接続を推進するとともに、公共下水道処理区域外の地区については、集落排水施設及び合併処理浄化槽の普及を図ります。

表 3-4-1 生活排水処理の目標

項目 年度	計画処理区内人口 (人)	生活排水処理人口 (人)	生活排水処理率 (%)
令和6年度	45,880	34,922	76.1
令和12年度	39,762	30,972	77.9
令和17年度	35,320	27,747	78.6
令和22年度	31,393	24,857	79.2

2 生活排水を処理する施設及び区域等

本市における公共下水道、集落排水施設及び合併処理浄化槽の整備計画を示します。

(1) 公共下水道

宮古市公共下水道、田老特定環境保全公共下水道が整備されており、既に供用が開始されています。今後は、既存施設の適正な維持管理及び、接続率の向上に努めていくものとします。

(2) 集落排水施設

現在 2 地区で整備されており、地域拡充の計画はありません。今後は、既存施設の適正な維持管理及び、接続率の向上に努めていくものとします。

(3) 合併処理浄化槽

公共下水道及び集落排水施設の処理区域外の区域において、合併処理浄化槽の設置を進めます。また、市営浄化槽整備事業を継続し、浄化槽普及率の向上に努めるものとします。

表 3-4-2 生活排水処理施設の整備手法及び普及率

方 式	整備手法	令和6年度 (現 況)	令和12年度	令和17年度	令和22年度
集合処理	公共下水道	59.5%	60.9%	61.4%	61.8%
	集落排水	1.3%	1.4%	1.4%	1.5%
	小 計	60.8%	62.3%	62.8%	63.3%
個別処理	合併処理浄化槽	15.3%	15.6%	15.8%	15.9%
合 計		76.1%	77.9%	78.6%	79.2%

第 3 節 し尿・汚泥の処理計画

1 収集運搬計画

(1) 収集運搬に関する目標

本市から発生するし尿及び浄化槽汚泥は、迅速かつ衛生的に収集運搬を行うことはもとより、より一層の収集体制の効率化・円滑化を図り、計画的な収集運搬を行うことを目標とします。

(2) 収集の範囲

収集の範囲は本市の全域とします。

(3) 収集運搬の方法

ア 収集運搬の対象物

収集運搬の対象物は次のとおりとします。

・し尿 ・浄化槽汚泥

イ 収集運搬の実施主体

し尿及び浄化槽汚泥の収集運搬は、現行どおり許可業者によるものとします。

ウ 収集運搬機材

し尿及び浄化槽汚泥は、現行どおりバキューム車により収集します。

エ 収集方法

し尿の収集は定期又は申込の都度の個別収集、浄化槽汚泥の収集は、浄化槽清掃の都度の収集とします。

2 中間処理計画

本市から発生するし尿及び浄化槽汚泥の量、質を把握し、中間処理施設（宮古衛生処理センター及び第2 衛生処理場）にて適切に処理することを目標とします。

3 最終処分計画

宮古衛生処理センター及び第2 処理場から発生する沈砂は洗浄後場外搬出し、一般廃棄物最終処分場に埋立処分を行います。

第 4 節 計画達成のための施策

1 生活排水の処理施設整備の推進

し尿・浄化槽汚泥の処理計画を円滑に実施するためには、本市における課題や経済性及び施設整備の緊急性等を考慮して生活排水処理施設の整備を進める必要があります。

生活排水処理施設の整備事業の実施主体は施設毎に異なるため、生活排水処理施設の整備を効率よく進めるには、各事業間の連携を図ることが重要になります。

そのため、本計画の実施においては、各事業の現況と今後の計画を逐次確認するとともに、必要に応じて各事業間で調整をする場を設け、事業間の整合を図るものとします。

2 住民に対する広報・啓発活動

住民の生活排水の適正処理に対する意識を向上させるため、広報・啓発活動等を行うものとします。

(1) 広報・啓発内容

ア 公共下水道等の集合処理施設への早期接続

公共下水道及び集落排水施設の整備区域内の未接続者に対して、広報、パンフレット等により早期接続の呼びかけを継続して行い、水洗化率の向上を図ります。

イ 単独処理浄化槽の合併処理浄化槽への転換

本市では単独処理浄化槽人口は極めて少数であるが、単独処理浄化槽設置者に対して、浄化槽の老朽化や改築等の際には、合併処理浄化槽に設置替えをするように啓発を行います。あわせて、市営浄化槽整備事業を継続していきます。

ウ 生活雑排水の負荷低減対策

単独処理浄化槽設置世帯や汲取り尿世帯に対しては、生活雑排水が未処理のまま公共用水域に流出し、直接の水質汚濁要因となることを周知し、協力を促します。

生活雑排水の汚濁負荷削減方法としては、三角コーナーや微細目ストレーナを排水口へ設置することによる調理屑の回収、皿または調理器具に付着した廃食用油のキッチンペーパーによる拭き取り等があります。これらの有効な手段を住民に周知し、生活排水処理への実践活動を促進します。

エ 浄化槽の適正な維持管理

浄化槽の維持管理は浄化槽管理者（浄化槽の設置者＝家主、事業主）の責任の下で行うことが浄化槽法等で義務づけられていることを周知徹底し、適正な保守点検・清掃の実施、法定検査の受検等の重要性を理解・浸透させることにより、浄化槽の適正な維持管理を促進します。

(2) 広報・啓発の方法等

公共用水域等の水質汚濁の現状を宮古市や行政組合のホームページ、パンフレット、ポスターや広報誌等で示し、住民の公共用水域等における水環境並びに生活排水処理に関する意識を高めます。

また、小、中学生や自治会等に生活排水処理施設等の見学を通じて、生活排水処理対策等への理解を深め、意識の向上を図ることとします。

